

平成18年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成18年6月21日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成18年6月21日 午前10時00分
	延 会	平成18年6月21日 午後 4時03分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	デイサービス センター施設長	桂川実(兼務)
助役	大沼隆		
総務課長	田辺正保	出納室長	柿崎修一
税財政課長	佐藤悟	教育長	富澤泰
まちづくり 推進課長	北村誠	教委管理課長	米内山法敏
		教委指導課長	酒井裕之
町民課長	久保一将	教委生涯 学習課長	藤田稔
保健介護課長	豊原隆弘		
福祉課長	松見弘文	教委体育 振興課長	松浦正之
環境政策課長	小島信夫		
産業振興課長	大崎広也	監査委員	今村實
建設課長	佐藤雅寛	監査事務局長	松澤武夫
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		
特別養護老人 ホーム施設長	桂川実		

1. 会議録署名議員

10番	池田實		
11番	岩谷仁悦郎		

1. 会期

6月21日から6月23日までの3日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第2回定例会議事日程

(18.6.21)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告書
第3		会期の決定
第4		諸般報告
第5		例月出納検査報告
第6		行政報告
第7	陳情第2号	医師・看護職員等の大幅増員についての意見書提出を求める陳情書
第8	報告第7号	繰越明許費繰越計算書の報告について
第9	報告第8号	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について
第10	報告第9号	株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について
第11		一般質問

厚岸町議会 第2回定例会

平成18年6月21日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、池田議員、11番、岩谷議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 去る6月19日、議会運営委員会を開会し、第2回定例会の議事運営について協議したので、その内容を報告いたします。
まず、報告についてであります。議会からの報告については諸般報告、例月出納検査報告がなされます。町及び教育委員会からは、行政報告が4件予定されております。
次に、議会提出の予定の案件についてであります。陳情第2号 医師・看護職員等の大幅増員についての意見書提出を求める陳情書については、本会議において審査をすることにいたします。議員の派遣については、北海道議長会主催の議員研修会へ参加することについて、議員の派遣を議決を求めるものであります。
次に、各委員会から予定される案件についてであります。町内所管事務調査報告書が総務、産建、厚文の各常任委員会から提出される予定であります。閉会中の継続調査申出書についても、既にすべて本会議において審議することに決定いたしました。
次に、町長提案の議案についてであります。報告第7号から9号 繰越明許費繰越計算書の報告並びに社会福祉協議会の経営状況に対する説明書並びに味覚ターミナル経営状況の説明書については、既にすべて本会議において審査することに決定いたしました。
次に、議案第65号から議案第82号までの議案については、すべて本会議において審査することに決定いたしました。
次に、議案第83号から85号 厚岸町一般会計補正予算ほか2件の補正予算については、各会計補正予算審査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定いたしました。
今定例会に一般質問の通告のあった議員は10人です。
最後に、会期でございますが、本日6月21日から23日までの3日間と決定いたしました。

以上をもって、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日から23日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から23日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（稲井議員） 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され、受理されております議案等は別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成18年3月8日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、6月8日、札幌市で開催された北海道町村議長会第57回定例会には私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることにしておりますのでご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（稲井議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 日程第6、町長並びに教育長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思えます。

まず最初に、町長からの行政報告を許します。

町長。

- 町長（若狭町長） 職員の公金着服事件にかかわる報告をさせていただきます。

この事件は、去る3月16日に開会された町議会第1回定例会におきまして行政報告をしておりますとおり、税財政課税外担当の元職員が、平成16年秋以降に集金した収納金のうち、7科目の税外収入等で計151万7,078円を着服していたものであります。まず

もって、この不祥事により町民の皆様及び町議会の皆様に多大なご迷惑をおかけし、行政執行に対する信頼を大きく損ねましたことを、改めて心からおわびを申し上げます。

このたびの不祥事は、元税外担当職員の倫理観の欠如が根底にあるとはいえ、事件を防止するためのチェック体制が結果として機能していなかったためであり、この点を十分反省し、その後、本年4月7日に関係各課などの職員で構成する厚岸町公金等適正処理対策委員会を立ち上げ、再発防止策の検討をしてきたところであります。

この対策委員会での検討作業は現在も継続中ではありますが、既に日々の現金管理や適切な引き継ぎの徹底、訪問徴収に対しての外勤出発前及び帰庁時の報告、記録記載の徹底などをしており、また、これまでの検討結果におきまして、即時の改善策として、1つ目には、チェック機関の強化として、しばらくの間、複数人により訪問徴収を行うこととしたこと、2つ目には、従来からの個人別引き継ぎ簿のほか、新たに担当職員全員の当日中の引き継ぎ状況が一覧できます引き継ぎ確認簿を加えたこと、3つ目には、訪問徴収時に使用する領収印の出勤時の手渡し、退庁時の回収、一括保管をすることとしたところであります。

このような取り組みによるチェック機能の向上を図るとともに、今後出納員や現金取り扱い員等に対しましては、作成するマニュアルをもとにした研修などを実施し、公金取り扱いの事務処理の適正化とあわせて、職員の服務規律の徹底を促してまいりたいと考えております。

次に、この不祥事を招いた責任についての措置であります。チェック機能の欠如及び連携の不足から、事件の未然防止を図れず、1年以上に及ぶ公金着服の事実を把握できずにいた関係職員の責任は重大なものがあります。このため、去る6月15日付で関係職員の処分を行ったところであり、その内容につきまして申し上げますと、公金着服をした元職員の所属上司として、その者を直接指揮監督する立場にいた税財政課長及び課長補佐には、給料月額10%を1カ月間減ずる減給処分を課し、また、着服された公金の収入科目を所管する担当原課である保健介護課、福祉課及び建設課の課長、課長補佐及び担当係長並びに税財政課納税係長に対しましては、それぞれ文書をもって訓告もしくは厳重注意を行ったところであります。

なお、私と助役につきましては、今議会に減給措置の特例条例に関する議案を提案させていただきますので、後ほどよろしくご審議をお願いいたしますことを申し添え、報告といたします。

次に、平成18年度固定資産税の賦課誤りについて報告をさせていただきます。

平成18年度三税集合町税のうち、固定資産税の一部について誤って賦課したまま納税通知書を本年6月6日郵送いたしました。

このため、関係する納税者の方々に疑念を抱かせるなど大変ご迷惑をおかけしましたので、その件につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、経緯ですが、6月6日、納税通知書郵送後、6月8日になって、納税通知書が届いた納税者数件からの問い合わせで、固定資産税の償却資産にかかわる課税内容に間違いがあることがわかり、直ちに原因の特定と状況把握をすべく、賦課計算業務委託先であります株式会社エイチ・シー・シーに対し連絡し、速やかに調査を指示したところ、税額の増になるもの184件、1,670万8,500円、税額が減になるもの47件、66万4,700円、

納税対象者でなくなるもの3件、25万700円、新たに納税対象となるもの12件、69万6,400円で、賦課対象総件数1,200件のうち246件、総額で1,648万9,500円の賦課誤りがあることが、6月9日、同社の説明で判明しました。

同日、この報告を担当課長から受け、その対応について、直ちに町内の全関係者を訪問し、謝罪と説明の上、郵送した納税通知書を回収するとともに、正しい納税通知書を手渡すよう指示したところでした。

その結果、14日の午前10時までに町内の関係者への訪問を終え、町外郵送分については電話により内容の詳細を説明の上、関係書類を6月10日再発送をし、これらの対応をすべて終了したところでありました。

次に、賦課誤りに至った原因であります。1つには、委託業者側におきまして賦課電算処理を行う際、平成18年度の賦課用のための異動処理をしたデータをもとに行うべきところを、誤って異動処理をしないデータを使用して計算処理をしてしまったこと、さらに、処理結果の後、出力された成果品に誤りがないかの確認を十分にしなかったことにより、謝った税額が算出されているにもかかわらず、それを発見することができなかったところでありました。

2つ目は、町におきましても、担当の税財政課は、委託業者から納税通知書の納品引き渡しを受ける際には、細心の注意をもって正しく作成されているかどうか当然検査すべきものであります。サンプリングの検査にとどまっていたことにより、結果として賦課誤りを見逃してしまったことが原因であります。

この賦課計算にかかわる電算処理の誤りは、通常では考えられない極めて初歩的なミスであり、専ら電算処理を業とする委託業者としての責任は重く、まことに遺憾とするところであり、6月9日、直ちに委託業者の社長を初め、システム担当課長に対し直接厳重に注意するとともに、システムエンジニア社員の指導監督について申し入れいたしました。また、町のチェックについても、慎重かつ確実な点検を行うよう、改めて担当課へ厳しく指示したところでありました。

今後、このような誤りを繰り返すことのないように、業務処理方法の改善とチェック体制の強化を図ってまいりたいと存じます。

次に、町としてのこの問題処理に当たっての費用の問題であります。前述のとおり関係する納税者への謝罪訪問などの対応を行っておりますので、超過勤務手当などかかった費用は、業務委託契約の定めによって委託業者へ請求したいと考えております。

謹んでおわびを申し上げますとともに、今後このような事故が起きないよう事務の執行に万全を期してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

- 議長（稲井議員） 次に、教育長からの行政報告を許します。
教育長。

- 教育長（富澤教育長） おはようございます。
私の方からも、2点教育行政報告を行います。
まず1点目は、新たな「高校教育に関する指針」の素案に関する報告であります。

平成18年2月に北海道教育委員会が策定し、4月27日の釧路市における意見を聞く会で説明されました、新たな「高校教育に関する指針」の素案の内容や経過並びに厚岸町の取り組みについて報告いたします。

平成19年度を含めたこれまでの公立高等学校適正配置計画につきましては、最新の数値を用いながら毎年度策定されてきましたし、その基本的指針や見通しにつきましても、当町の中学校関係者も参加して開催される地域別検討協議会において説明されてきたところであります。

今般、平成20年度以降の北海道における高等学校のあるべき姿と、それを踏まえた高校配置のあり方についての指針の素案が示され、新たな配置計画については開始3年前に提示できるよう検討するとしております。

この指針の素案は、道教委が時代の要請にこたえる本道の高校教育のあるべき姿と、それを踏まえた配置のあり方について、有識者で構成する高校教育推進会議に諮問し、その答申に基づいて策定したものであります。現在、道教委では全道19会場において地域の意見を聴取しながら、より具体的な高校配置の考え方を取りまとめ、指針として示す考えと聞いております。

次に、指針の素案の内容についてであります。

この指針の素案は、本道の高校教育の現状と課題を分析し、高等学校に求められる教育について、人材育成の視点と高校教育推進の視点から構成されております。この高校教育推進の視点の1つに、教育水準の維持向上を図る高校配置があり、新たな高校配置の考え方や配置基準について示されております。特に、小規模校の考え方や配置基準が改められたことから、小規模校の大部分が学校存続の危機感を持ち、全道的に論議が交わされているところであります。

また、素案における新たな全日制課程の配置基準については、適正規模を1学年4学級から8学級とし、1学年3学級以下の高校は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図る。1学年2学級以下の小規模の高校は再編整備することとし、地域の要望に応じ市町村への移管を検討する。なお、1学年2学級以下の高校であっても、地理的状况や生徒の実態などを考慮して、地域キャンパス校化を検討するとしております。

道立高校234校の半数を占める町村に所在する高校の大部分が小規模校で、当町の2校もその対象となります。

厚岸潮見高校については、本年度の入学者数が57人であり、今後の当町における中学校卒業予定者から推測すると、将来的には現在の二間口の維持も困難となる状況から、釧路を含めた近隣高校との統合や地域キャンパス校化が予想されます。

また、厚岸水産高校についてですが、指針の素案における水産科の配置は現状の学科配置を基本としながらも、小規模校は近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図るとされており、全道における小規模の水産科が同校以外にはなく、これらのことから町内2校の統合を前提としていることが予想されるところであります。

このような状況の中、6月7日に町内の高校関係者や中学校関係者などで構成します厚岸町の高等教育を考える関係者会議を開催し、現時点でのそれぞれの考え方やご意見をお伺いしました。

会議では、両高校の現状と将来予想の中で、統合の方向は避けられないとしながらも、具体的な構想や対応について、さらに広く意見を聞く必要があるとの考えで一致し、7月にも正式にこの会議を拡大した継続的な組織を立ち上げ、今後の対応の方向性を検討していくこととなりました。

なお、今後も町議会に対しましては、この会議の内容や経緯、経過並びに道教委の動向などをご報告していきたいと考えておりますし、今後の展開によっては北海道・道教委への要請活動などご協力を賜らなければならないことも考えられますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。

続いて、2点目、町内中学校教諭のわいせつ行為についてご報告申し上げます。

平成18年2月19日、町内中学校教諭が北海道青少年保護育成条例違反（淫行）の容疑により厚岸警察署に逮捕された件について、現在までの状況を報告いたします。

事件の内容であります。平成16年4月上旬から平成18年2月3日までの間、加害者である中学校教諭が女子中学生に対し継続的に淫行を繰り返し、さらに平成17年4月12日に、別の女子中学生に対しても強制的にわいせつ行為を行ったものであります。

まずもって、今回被害に遭われました生徒とそこご家族、並びに地域の方々、さらには町民の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

さて、事件が発覚するまでの経過であります。初めは、昨年7月、被害を受けた女子生徒の父親が、自分の子供に対し当該教諭が淫行をしているのではないかとの疑いを持ったことから、校長に対し、その事実確認と行為をやめさせるよう訴えたものであります。このとき校長は、当該教諭への事実確認などを行いました。本人が強く否定したことや、その他の状況から、疑われるような行為はないと判断しました。しかし、その後も疑わしき行為があったため、12月に再び家族から同様の訴えがありました。このときも、校長は当該教諭への事実確認を行いました。再び本人がこれを強く否定したことや、校長から当該教諭に対し、保護者から疑われるような行動をとらないよう指導してきたこと、さらには学校全体でも疑わしき状況をつくらぬよう確認していたことなどから、疑わしき行為はないものと判断したものであります。

しかし、さらに行為が続き、本年2月13日に父親から教育委員会に対し、娘が淫行された事実があるとの訴えがあり、このとき初めて教育委員会として今回の事件を知ることとなりました。

教育委員会では、直ちに校長に対し、これまでの経緯の説明を求めるとともに、当該教諭や関係者から事情を聴取するなど事実関係の把握に努めておりましたが、2月19日、当該教諭が厚岸警察署に逮捕されたとの連絡が入ったものであります。

当該教諭は、逮捕後厚岸警察署に留置され、取り調べを受けた結果、児童福祉法違反と強制わいせつ罪で起訴され、5月24日に釧路地方裁判所において、児童福祉法違反については懲役2年六月、強制わいせつ罪については懲役1年二月の実刑判決が下され、当該教諭が取り調べから起訴事実をすべて認め、控訴を行わなかったことから、6月8日に刑が確定いたしました。

また、北海道教育委員会から、当該教諭については生徒へのわいせつ行為により4月26日付で懲戒免職の処分を、校長については管理監督者として部下職員の指揮監督に適正を欠いたことにより、5月24日付で1カ月の減給処分を受けております。

さらに、校長については、危機管理意識の不足により事件を早期に把握し適切に対応できなかったことへの責任から、みずから降職願いを提出、道教委がこれを受理し、6月1日付で降任発令させ、他町村の学校へ異動となりました。

なお、学校には6月16日付で後任の校長が着任しており、現在は地域への信頼回復と適切な学校運営を図るべく、教職員一丸となって取り組んでいるところであります。

今回の事件は、一般社会人、ましてや教員として常軌を逸した行為であり、モラルが欠如した者が起こした特異なケースではありますが、日ごろの学校管理体制や教職員相互の連携が不備であったと認めざるを得ません。教育委員会としましては、保護者からの訴えを受けた後、直ちに関係者からの事情聴取を行うなどの対応に努めましたが、長期にわたる犯罪行為を把握できなかったことは極めて遺憾であり、学校を管理する機関として深く反省しなければならないと考えております。

現在、全国的に教職員の不祥事が多発しておりますが、当町においては、この事件を教訓として、今後二度とこのようなことが繰り返されないよう、より一層教職員の資質の向上と学校の危機管理意識の高揚や連絡体制の整備を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（稲井議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

- 議長（稲井議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第7、陳情第2号 医師・看護職員などの大幅増員についての意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

職員の朗読をいたします。

- 議事係長（高橋係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（稲井議員） お諮りいたします。

本陳情については、急を要するため委員会付託を省略し、本会議で審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本陳情については委員会付託を省略し、本会議で審査することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

(発言する者なし)

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本陳情を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本陳情は採択することに決定いたしました。
- 議長（稲井議員） 日程第8、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容の説明をさせていただきます。
議案書の1ページになります。
この内容につきましては、本年2月第1回臨時町議会におきまして議決をいただきました平成17年度厚岸町一般会計補正予算の繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を平成18年度に繰り越したものでございます。
本文でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成17年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。
議案書2ページをお開き願います。
平成17年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。
9款教育費、2項小学校費、平成17年度実施にかかわる真龍小学校改築事業費を翌年度繰り越し額として11億6,608万9,000円、その財源として未収入特定財源である国庫支出金を4億3,649万7,000円、地方債を7億2,340万円、一般財源を619万2,000円繰り越したものでございます。
以上、簡単な説明であります。報告第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

(発言する者なし)

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第9、報告第8号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました報告第8号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、これをごらんいただきたいと存じます。

なお、昨年提出いたしました経営状況説明書は、平成17年度計画分から会計区分の変更による様式の変更を行っているものでございますが、このたびの経営状況説明書は、その様式に基づく内容となっておりますことから、あらかじめご了承いただきたいと思っております。

まず、社会福祉法人の会計処理についてであります。平成12年4月から社会福祉法人会計基準が導入され、作成する計算書類や様式が大幅に変更されたほか、損益計算の考え方が導入されるなど抜本的な改正が行われました。厚岸町社会福祉協議会においても、この会計基準に基づいた会計処理が求められ、移行期間を経て、14年度から会計基準による会計処理を行っております。この会計処理に当たりましては、パソコンによる財務会計システムを使用しておりますが、平成16年4月に改正された消費税法に対応していないため、システムの変更が必要となり、この機会に会計処理全般を見直した結果、事業区分の変更が必要になったものでございます。

変更点は、まず一般会計の区分を24区分から8区分に整理統合されております。次に、事務の簡素合理化のため、公益会計を一般会計に移すことにより、これまでの2つの会計は平成17年度からは1つの会計となっている内容でございます。

それでは、説明書の1ページ目をお開き願います。

平成17年度事業報告でございます。

次に、2ページに目次、3ページには総括説明がございます。内容につきましては、要点をご説明申し上げます。

法人運営事業では、平成15年度に策定した第3期地域福祉実践計画の中間見直しを行いながら、5つの重点推進項目を定め、進捗状況を点検しながら、着実な推進が図られ

ております。

福祉推進事業では、小地域ネットワーク活動やノーマライゼーションの普及が図られました。受託事業では、外出支援サービス事業などの町からの受託事業を着実に実施されております。

4ページでございますが、訪問介護事業と居宅介護支援事業では、事業従事者の資質向上と質の高いサービスの提供に努めております。

ボランティアセンター運営事業では、災害アドバイザー養成講座などを開催し、ボランティア活動に参加できる体制づくりに努められました。

社会福祉センターは、平成16年度に着工した増改築工事が完了し、エレベーターの設置や会議室の増設などにより機能向上が図られました。

次に、5ページから18ページにつきまして、平成17年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などが記載されております。

5ページは、法人運営事業の内容で、理事会、評議員会等の開催、6ページには部会の開催、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役職員研修の実施内容でございます。7ページは、会員と会費の状況でございます。8ページは、福祉団体等への助成、調査広報事業として広報活動の内容でございます。福祉推進事業の内容は、小地域ネットワーク事業として、たすけあいチーム事業の実施、9ページには地域福祉懇談会、ノーマライゼーション普及事業としてすこやか健康福祉運動会の実施、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力、高齢者福祉推進事業として、ふれあい会食会の実施、10ページは、社会福祉推進事業として第8回社会福祉大会の開催、共同募金協力事業として赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動への協力、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施の内容でございます。

次に、受託事業は、いずれも町からの受託事業の内容で、外出支援サービス事業、11ページは老人福祉受託事業（福祉バス）、生活管理指導員派遣事業、福祉相談事業として福祉相談運営委員会の開催、福祉中央相談所の開設、12ページは、法律相談の実施、在宅介護支援センター事業として事業内容、事業実績、地域福祉ネットワーク事業としてボランティア情報誌の発行、13ページはボランティア実践講座の開催、ボランティアコーディネーターの配置、ハートコール事業の実施の内容でございます。

次に、指定訪問介護支援事業の内容は事業内容、利用状況で、介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者数は、前年比12%増の1,434人となっております。14ページは職員研修の実施、精神障害者居宅支援事業、15ページは指定居宅支援事業の内容でございます。

次に、介護保険制度の適用を受けます指定居宅介護支援事業の内容は、事業内容、利用状況、職員研修の実施の内容で、利用者の合計は前年比7.3%増の1,616人となっております。

16ページは、ボランティアセンター運営事業の内容は、ボランティアセンター運営委員会の開催、福祉教育・ボランティア普及活動学校助成事業、中高校生福祉体験学習事業、訪問介護員養成研修2級課程の実施、17ページは町外ボランティア研修の実施、生き生きサロンの開催、災害アドバイザー養成講座の開催の内容でございます。

次に、福祉センター運営事業で、利用状況などの内容でございます。

18ページは、資金貸付事業の内容で、生活福祉資金貸付調査委員会の開催、生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容でございます。

続きまして、19ページでございますが、平成17年度決算報告書であります。

21ページをお開き願います。

平成17年度の一般会計資金収支計算書でございます、

なお、民間会社と同様の基準で作成され、経常活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支、この3つの区分けでお金の動きを把握するようになっております。

経常活動における収支は、本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。施設整備による収支は、補助金や寄附金などによりどの程度の施設整備が進められているかをチェックします。財務活動による収支は、借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、経済活動と施設整備を含めた全体を把握します。

なお、22ページから27ページが予算内訳表、28ページから33ページが決算内訳表として事業ごとの収支がそれぞれ記載のとおりでございますが、8区分の事業区分について一般会計全般にわたる収入収支の内容がわかりやすいようにと、社協独自の様式で作成されたものでございます。

28ページの一般会計の右隣、法人運営事業ということで、厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。

収入の主なものは、町からの補助金2,457万6,000円であり、支出の主なものは人件費となっております。

続いて、調査広報事業、29ページでは福祉推進事業で小地域ネットワーク事業、ノーマライゼーション事業、高齢者福祉推進事業、社会福祉推進事業、共同募金協力事業で、次の受託事業は厚岸町からの受託事業で、30ページでは外出支援サービス事業、老人福祉事業、福祉相談事業、ハートコール事業、31ページで在宅介護支援センター事業、生活管理指導員派遣事業、地域福祉ネットワーク事業で、次の訪問介護事業は指定訪問介護事業として介護保険収入を主財源とするもの、指定居宅支援事業として障害福祉における支援費制度によるものと、精神障害者ホームヘルプ事業で、32ページは指定居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業、福祉センター運営事業と続き、資金貸付事業として低所得者資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業まで8つの事業区分にまとめられ、その内容が記載されております。

21ページにお戻りを願います。

一般会計資金収支計算書でございますが、決算額は一般会計全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載されております。当期資金収支差額合計は、△72万2,565円となっております。定期繰り越しに相当する前期末支払資金残高を加えることにより、当期末支払資金残高は721万9,305円となっている内容でございます。

35ページをお開き願います。

一般会計事業活動収支計算書でございますが、損益計算書に相当するもので、36ページから41ページまで事業ごとに内訳表を作成している内容で、記載のとおりでございます。

次に、42ページでございます。

平成18年3月31日現在の一般会計貸借対照表でございます。資産の部の資産の部合計9億1,770万1,053円につきましては、負債の部合計が1億8,808万6,255円、純資産の部合計が7億2,961万4,798円でございます。負債及び純資産の部合わせて9億1,770万1,053円と同額となります。

なお、先ほど21ページの一般会計合計決算額の当期末支払資金残高721万9,305円につきましては、流動資産1,943万710円から流動負債1,221万1,405円を差し引いた額と一致するものでございます。

また、次期繰越活動収支差額3億5,989万386円につきましては、35ページの損益計算書に相当する活動収支計算額の次期繰越活動収支差額と一致するものでございます。

次に、43ページは財産目録であります。内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

44ページから46ページは、資金収支計算書説明資料、47ページから48ページは事業活動収支計算書説明資料でございます。説明は省略させていただきます。

49ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成18年5月19日に、会計及び業務内容並びに事務遂行状況について監査を受けたものでございます。

次に、50ページは平成18年度事業計画書でございます。

51ページは、目次となっております。

52ページに、大きく分けて事業方針と重点推進項目として5項目が掲げられております。1として、社協組織の充実強化と財政基盤の確立、2として、地域に密着した総合的福祉サービスの確立・推進、3として、介護保険改正法や障害者自立支援法に対応した事業経営とサービスの質の向上、4として、ボランティアセンターの充実強化と住民参加の促進、5として、既存事業の再検証と新規事業の調査・検討でございます。

次の53ページから55ページに事業実施計画としまして具体的内容が記載されております。説明は省略させていただきたいと存じます。

56ページからは、平成18年度の資金収支予算書で、57ページは一般会計資金収支予算書（総括表）でございます。

58ページをお開き願います。

平成18年度の一般会計資金収支予算（総括一覧表）でございます。

なお、民間会社と同様の基準で作成され、経常活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支、この3つの区分けでお金の動きを把握するようになっております。

次に、61ページをお開き願います。

(1-1)は法人運営事業となっており、77ページの(8-2)経理区分・資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容の説明につきましては、省略をさせていただきたいと存じます。

57ページにお戻りして、お開き願います。

平成18年度の一般会計資金収支予算書（総括表）で、すべての事業の合計でございます。一般会計の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。最下段から上に3行目の当期資金収支差額合計70万8,000円となっております。前年度当期の予算額と比較いたしますと259万4,000円の減となっております。

次に、最終ページの78ページでございます。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は、平成17年5月23日から平成19年5月22日までとなっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第8号につきましてご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

- 議長（稲井議員） 日程第10、報告第9号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（北村課長） ただいま上程いただきました報告第9号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況を説明する書類を次のとおり提出するものでありますが、その内容を説明させていただきます。

別冊、報告第9号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書1ページをお開きください。

第13期の営業報告書でございます。平成17年4月1日から平成18年3月31日までの事業期間に関するものであります。

次ページをお開きください。

総括事項であります。平成17年度は春先に天候不順が続き、厚岸町の基盤産業である漁業漁獲物のカキが貝毒の問題等で大きなダメージを受けてのスタートとなりました。その影響は、コンキリエにおいても核となるカキの消費、販売が過去最低の結果となり、殻ガキの取り扱いが前年対比マイナスの16.6%となりました。

旅行者の動向につきましても、夏期間の繁忙期も原油高によるガソリンの高騰や世界規模で開催された愛知万博により観光客の入り込みが大きな影響を受け、上期における入り込み数は14万5,752人と前年同期マイナス9.1%の減少となり、経営の改善を図るべく、苦肉の選択として開設以来初めて炙屋の冬期閉鎖を実施いたしました。そのため、年間の入り込み数は19万4,323人で、売り上げにおいては1億9,889万7,000円で、前年比マイナス12.4%減となったものであります。

一方、隣地の明るい話題として、昨年7月に知床が世界遺産に登録され、12月には阿寒湖がラムサール登録湿地となり、東アジアからのチャーター便を年間300便を超えるなど、今後における道東観光客誘致へ向け大きな期待が持たれますし、コンキリエとして

もこの追い風に乗れるよう、社内環境においての対策やサービス、質の向上に努めたいとしております。

総務事項については記載のとおりであります。つけ加えることはございません。

次に、4ページの月別入館者についてであります。旅行会社が関与する入館者は、平成15年度が5,564人、平成16年度が4,297人、平成17年度では5,863人と平成14年度対比では減少しているが、昨年は前年対比136%とふえてきております。一般入館者については、平成16年にセンサーによる人員のカウント方法に変更したため、平成16年度では21万2,760人の入館が、平成17年度では19万4,323人で、前年度対比91.3%となっております。これは、他地区への観光客の流出が主な原因と考えられます。

次に、5ページからの決算報告についてであります。事業期間は平成17年4月1日から平成18年3月31日であります。

6ページをお開きください。

まず、貸借対照表についてであります。資産の部では、流動資産で売り上げの減少により棚卸資産が前年対比12.1%減少し、固定資産では有形固定資産の償却が進んでおり、資産合計では前年度対比14.9%減少しております。また、負債においても16.4%の減少となっております。資本の部につきましても、前年度に引き続き赤字となり、利益剰余金マイナス1,095万5,521円のうち、929万8,368円を当期純損失として充当し、その結果、資本合計では資本金の額を割り込む結果となっております。

7ページをごらんください。

損益計算書ですが、売上高は前年度比12.5%減の1億9,889万7,272円、売り上げ原価は前年度比15.1%減の1億383万8,134円で、売上高から売り上げ原価を差し引いた売り上げ総利益は9,505万9,138円で、前年度比9.3%減となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億459万5,440円で、次ページに内訳を示しておりますが、売り上げの減少をカバーすべく、冬期炙屋の閉鎖や経費の節減に努め、対前年度比6.3%の減額となり、953万6,302円の営業損失を計上したところであります。

その他の営業外収益を加えても、909万2,368円の経常損失となり、法人税等や前期繰越損失を加えた当期末処理損失は1,095万5,521円となったものであります。この損失の処理につきましては、9ページにお示ししておりますが、次期繰越損失として処理されたものであります。

次に、10ページは部門別収支決算書であります。営業利益で見ますと、レストラン部門では炙屋の冬期閉鎖の影響から、379万8,893円と対前年比606.1%の増、魚介市場部門では598万5,380円で、対前年比49.2%の減、喫茶部門では22万4,300円で、対前年比91.7%の減、展示販売部門では252万1,374円、対前年比81.9%の減となっております。

12ページからは、平成18年度の営業活動計画についてであります。

13ページの営業活動計画の概要では、7月に阿寒湖で開催される日本・中国・韓国観光担当大臣会議は、自然環境に恵まれた北海道道東観光をPRする絶好の機会であり、観光客誘致の拡大が期待されます。また、知床の世界遺産、さらには阿寒湖がラムサール登録湿地に登録されたことから、団塊の世代層の足が北海道に向く兆しもあり、今年度は拠点型広域観光エコツーリズムに着眼した営業の展開を目指しております。そ

のため、1階ホールに無料で使用できるインターネット機能の整備や、近隣施設との観光情報ネットワークの強化などが挙げられております。コンキリエの営業計画収支予算についても、担当者個々の意識の向上を図り、売り上げ向上を目指すとしております。

次に、部門別ではレストランはグランドメニューをリニューアルし、地元の食材の季節感を踏まえた地産地消メニューを売り出し、懸案事項であった道産米を使用し、おいしい北海道の米を打ち出し、さらには地域のニーズに合ったメニューの構成等を再認識することとしております。

魚介市場では、近年売り上げ、集客の落ち込みが著しく、マンネリ化した形態を改善し、店舗展開打開策として地元前浜の食材や地場産品を提供し、リピーター増につながるようなサービスの向上、利用の促進策として体験型の企画を通じ、販売や食事に直結する販売形態を模索し、構築するとしております。

展示販売コーナーでは、販売データの収集による売れ筋アイテムの拡大を図り、積極的な接客販売とギフトパンフレットを作成し、営業活動を強化し、売り上げの拡大を図るとしており、喫茶コーナーでは、インターネット使用機能の整備により、あわせてファーストフードアイテムの充実を図り、立ち寄りサラリーマンのリピーター化を、また人気アイテムのソフトクリームの季節限定メニューを企画し、積極的な販売アプローチを実施するなどとなっております。

14ページには、平成18年度における部門別収支計画書であります。昨年炙屋の冬期閉鎖1月から3月までを実施した結果について経営分析を行ったが、思ったような経費節減にはなっていないことから、本年については通常営業に戻し、売り上げ額を平成16年度実績並みに設定し、さらなる経費の圧縮に努め、収支の均衡を図ろうとする内容であります。

以上、経営状況説明書の内容をかいつまんで説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

3番。

●南谷議員 今、課長の方から経営内容について詳しい説明を行っていただきました。ですけれども、端的に決算は今年どうだったんですかということについては説明されていないんです。その原因が何だったのか、その辺についてしっかり私は報告をしていただきたいと思っております。

また、今後の展開について、18年度の計画というものを立てておられるんですけれども、精神的な議論ばかりの改善のような説明に終始されたのかなど。少なくとも今年、これだけの決算尻で単年度で900万の赤字を出しているんですね。そうしたらば、今年度18年度に向けてはどのような対応をしていくのか、今年の結果が、カキの問題もあたりしてこういう結果に至ったと。しからば、18年度は従来どおりで経営をしていけば、冬場が開けるのであれば数字はクリアするのかな、その辺はどうなんでしょう。

さらには、決算書の数字を見せていただいたんですけれども、例えば広告宣伝費、通信費、メンテナンス料、車両経費、これらはいずれも総務部門で考えているんです。レ

レストラン、魚介市場、喫茶、展示、ここの部分では決算書も計画書もゼロです。ですけれども、私はこれを見せてもらったら、それぞれの営業されている営業利益決算については全部黒でしょう。ちょっと腑に落ちないですね。少なくとも単年度で900万赤字が出ているんです。それなのに、それぞれの部門、営業利益全部黒字ですよ、4部門とも。通常本当は理解では考えにくいでしょう。どこかがでこしゃこするだろうなど、少なくとも全体収益の中でマイナスです。ということは、総務部門の経費がかかり過ぎだということ、単純に言えばです。どうなっているんだと。それぞれ皆さん営業努力をしているからこういう数字になるんだらうけれども、おかしいんじゃないですか、この決算書。

それに基づいて、しからば、この18年度の計画が並行並びです。その上、総務部門が3,300万だった決算が4,000万になっているんです。売り上げが伸びるから今年度は大丈夫ですよと、こういう答弁ですか。私は理解できません。やはり、経営ですから、どこをどうやってやっていくのかという数字の上で、私には少なくとも今年こういう状態があって、こういうことだから、どうだというものを報告してもらわなければ、どうも理事者側の真意というんですか、見えないんです。町の皆さんだって、コンキリエが赤字になるかどうかということに対しては、多くの町民の皆さん、ある程度厚岸のためにといいことで理解をしていると思います。それだけに、やっぱりしっかり経営をしていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

前段の説明の中で、赤字という言葉ではなく損失処理という形の中で一応説明させていただいたということで、その辺はご理解いただきたい。

それから、経営についても確かに精神論的な表現にはなりました。しかし、基本的には、昨年少なくとも人件費の抑制も含めながら、冬期にかかる分として冬期を営業閉めることによって経費の軽減も図り、何とか冬期マイナス分をクリアできないかという形の中で一応閉鎖してやってみた。しかし、若干の人件費分含めて、パートも当然なくなりますから、その面では軽減を図ることができたと。しかし、売り上げも当然それによって落ちていったという形の中では、逆にマイナスに転じているという形の中から、今年度についてはさらに再開した上で、さらに経費の軽減を図って営業努力をしていこうという形でございます。基本的には、平成16年度対比した形の中ではさらに赤字がふえてきている中で、今先ほど説明したように、16年度までは何とかとんとなりでやりくりしてきているという形の中では、そこに向けて努力していこうという形は考えてございます。

それから、今言われましたいろいろ広告宣伝、それからメンテナンスから、そういうものあります。ただ、総務部門で一括して、例えば車両であるとかメンテナンス、施設の部分ですから、各部門に分けられないという形の中で、総務で全部一括処理していると。そういう形の中で、質問者言われたとおり、基本的にはレストランであるとか炙屋であるとか喫茶で、それを取ってつけば歳入から支出、結果的には黒にはなりませんけれども、全体経費の中でいくと大きな経費が引っ張ってマイナスになっているという状

況でございます。

ただ、このたびの株主総会なんかの中でも当然言われているのは、今後に向けてやはり、何をすぐ改善しようという形は今現実的に具体的な策がまだ見出せませんけれども、まずは営業努力をさらにし、先ほど言いましたように、北海道、特に今、7月の月上旬に開かれるそういう3カ国の大臣会議や何かも含めて、いいPR材料になるんじゃないかということも含めて、さらには先ほども言ったように体験型観光の連携というような形も含めながら営業努力を重ねていって、何とか赤字の解消に取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、計画もそういうふうになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 一生懸命答弁されているのはわかるんですけども、見えないんです。町民の皆さんはやはりコンキリエというものに対する思いというんですか、大変あります、経営に対しても。私が申したいのは、確かに課長の言われるように分けにくいから、だけれども、人件費の関係についてもわかりましたよ、ふえるというのは。だから、総務は膨らむんだ。でも、私に言わせれば、考えるところによりますと、少なからず僕も組合で各部門の収支に見てきました。でも、マイナスになるところはなるんです。やっぱりきちっとあきらかさまにしなければならぬ。例えば、喫茶の部分です、人件費ゼロに計上しています、計画も。だけれどもゼロではないんです、だれかが働いているんです。

やはり、経営というものですから、もっとシビアに方向転換をしていただかないと、報告だけで頑張りますでは、僕は町民の皆さんだって理解をしていただけないのではないのかなど。もう少し、町としても株主の多くを占めておるわけですし、しっかりその辺のアドバイスなり、この計画に対してもスタッフの皆さんは一生懸命頑張っておると僕は思います。ですけれども、やはり株主の皆さん、いろいろ経営ノウハウのある皆さんがそろっておると思います。もっとしっかりと、マイナスはマイナスでいい、そういうふうに、でないともども余りぼろを出さないようにというような感じしか僕は受けとめられないんです。ここをこういうふうにしているからこうなるんだというものをきちっと説明をしていただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 今現在、数字を示して、この部分をこう改善したいという形では非常に無理があると。ただ、いずれにいたしましても、施設管理の手法も含めて、いろいろな形の中で経費の軽減策を講じていきたい。そして、さらには利益とか売り上げを伸ばしていきたいという考え方で、すべて前回の株主総会とも、そういうふうに努力していこうと。それとやはり、かかるからという形より、それとできるだけ人件費のパートのあり方も含めて検討しながら、縮減できるものは縮減していこうという形の営業努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 私は、人件費を下げるとか経費を下げる、こういうことを望んでいるんです。やはり、営業ですから、頑張るところはかけなければだめだと思うんです。何か聞いていると、経費を下げます、下げますではだめだと思うんです。やっぱり積極的な展開をするためには投資をしなければならないわけです。そういうものが見えないと僕は言っているんです。だから、数字がどうのこうのでないんです、そういうことも含めて、やっぱりしっかりと経営戦略というものをを見せていただければ、今年900万赤字だったんだ、だけれども、この次、次年度以降こうしていくんだというものが受けとめられないですよと、こういう質問をさせていただいておるんです。ぜひ、しっかりと町としてもコンキリエの支援に、アドバイスなり取り組んでいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。といいますのは、まず、さきの株主総会におきまして、私に再度社長という株主の皆さん方、また総会の議決を得て決定いたしましたので、今後とも株式会社コンキリエの社長として、皆さん方議会にも大変お世話になりますが、ご指導、ご鞭撻のほどをまずもってよろしくお願いを申し上げます。

ご承知のとおり、平成6年にオープンいたしまして、コンキリエは早いもので12年たったわけであります。この間、紆余曲折がございました。私も社長になった経緯の中で、過去の議会論議等についてもいろいろと議事録を精査をさせていただきました。そういう中で、南谷議員もご承知と思いますが、平成18年度の執行方針について、コンキリエの件についてこのように述べております。

といいますのは、第三セクター調査特別委員会に、民間すなわち湖北連商工連合会の方からいろいろな規制等の陳情が、請願が上がっております。それが、平成9年3月11日に議会で可決をされておるわけであります。私は、12年も経過した中で、これらの問題も、さらに湖北商工連と協議を重ねて、時代の流れの中でいろいろとコンキリエの独自性というものに対してのご理解をいただかねばならないだろうという気持ちもあり、執行方針においてそのことも述べております。これは、赤字経営に対する解消の一つの方法として、私は考えていかなければならないであろう、そのように思います。

さらにはまた、議会等の中でも質疑がございます。仕入れ等の問題であります。やはり、コンキリエの第三セクターといえども商売であります。安くてもいいものを購入しなければならない、高くてもいいものを購入しても、このように議会においては赤字に対してのいろいろな議論がなされるわけでありまして、我々はやはり12年間たった中で、すべてをそういう点を見直し、赤字解消に努めていかなければならないだろう、そのように社長としては認識をいたしております。

もう一つは、あの施設の問題であります。残念なことに、団体客の利用が主たる施設

になっております。仮にレストランにおいても、個人で行っても個人で飲食ができない、例えば相席とか、そういう机の並びになっている。さらにはまた、炙屋もそうであります。仮に何人かで個人的なお話、協議、食事をしながらしたいといひましても、その個室的なことがない、回りの雑音でそがれてしまうといういろいろな利用についての問題も私は提起せざるを得ない、そのように思っております。

そういういろいろな課題を踏まえて、経営を何とか黒字に向けて頑張っていきたいという新年度に向かっての方針として、私は支配人とも協議を重ねているところであり、ただいま18年度の運営計画についても担当から報告がありましたけれども、細かく言えば、そういう面を踏まえての18年度の事業計画を持っているということもご認識をいただきたいと存じます。

それともう一つ、これは町民に明確にしなければならないと思っています。やはりコンキリエ、確かに既存の商店等もあるわけでありますが、利用度から言ひまして地元利用者が極めて少ない。せつかくの第三セクターとして打ち上げた地元のコンキリエとして厚岸町民の利用度が低い、このことも我々経営者として反省をしなければならない。そのために冬期間が大幅な赤字であると思っております。特に、平成13年からは、昔は冬期対策としてコンキリエに対しまして600万円の一般会計からの持ち出しをしておりました。しかしながら、当時どうにか黒字になったということで、町財政厳しい中で600万円の一般会計からの持ち出しをやめました。そういう経緯もありますので、なかなか第三セクターの経営は厳しいわけでありますが、今ご指摘された諸問題を解決しながら、経営の健全化を目指して頑張っていきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（発言する者なし）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（稲井議員） 日程第11、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会運用内規64に規定のとおり、本定例会から一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間以内におさまるよう努めていただきたいと思います。

初めに、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番。

●南谷議員 第2回定例会に当たりまして、質問通告書に基づきまして2点質問をさせていただきます。

大厚岸の朝ぼらけ……（厚岸潮見高校の校歌を歌い出す）

●議長（稲井議員） 南谷議員、ちょっと今の発言はふさわしくありません。おやめください。

●南谷議員 私は、潮見高校の第3期の卒業生でございます。ただいま議長から注意を受けたんですが、潮見高校の学びやで、この校歌がやがて歌われなくなってしまう日が到来するのではと非常に危惧をしております。北海道厚岸潮見高等学校は、昭和26年、上尾幌に釧路湖陵高等学校の分校として開校をいたしました。昭和33年に、厚岸町真龍中学校に分室が設置されました。昭和35年、北海道厚岸潮見高等学校と改称、昭和36年、現在地で校舎が完成をしております。昭和37年、全日制課程が設置、そして昭和39年に道立の移管となっております。先輩たちが、厚岸の将来の教育にと思いを寄せ、たゆまぬ努力によりまして、幾多の変遷を乗り越えられ、今日の潮見高校が存在しております。

卒業生も、定時制1期から17期、234名、全日制が1期から42期で4,968名でございます。合計で5,202名の皆さんが卒業をされております。

昨年の12月20日、今年の4月24、28日付だと記憶しておるんですけども、道新に、道教委の公立高等学校適正配置構想の記事が記載されておりました。この記事を見ました。しからば、潮見高校の将来はと大変驚き、思いを寄せ、憂慮をしておるところでございます。きっと、多くの町民の皆さんも、この記事を見られて潮見高校の行く末に憂慮をされておると思います。

先刻、教育長の教育行政報告で、高校教育に関する指針についてお伺いをさせていただきました。道教委が平成20年以降の北海道における高校教育のあるべき姿と、それを踏まえて高校の適正配置のあり方について、その指針の素案を示した内容を伺ったわけでございますけれども、潮見、厚水の両校とも統廃合の対象で、将来何らかの影響があるんだろうなと、そういう認識を新たにさせていただいたところがございます。

重複するやもしれませんが、両校の存亡の危機であり、この北海道の教育委員会の方針について、さらに簡潔な説明を求めます。

次に、この方針で潮見高校がどのような影響を受けるのか危惧がされますので、方針を受けて潮見高校が置かれている現状と将来の見通しにつきましてお尋ねをさせていただきます。

3点目として、今後の町の取り組みと方向性についてお伺いをさせていただきます。

2点目でございます。有明地区環境整備についてお尋ねをいたします。

私が議員となって、よく町内を見回る機会があるんですが、全町を回ってみて、有明地区の環境整備がおくれていると考えます。特に、3カ所の環境改善整備が必要と思われます。

1カ所目は、筑紫恋本通りの排水溝であります。今年は特に雪も多く、降水量も異常に多い年であります。筑紫恋へ向かって道路の右側は片面が歩道でございまして、左側の片面の方に排水溝が掘られております。この排水溝なんですが、勾配が少ないためなのか、ところどころため池状態となっており、環境上著しく悪い状況になっております。

2カ所目は、町営住宅と海産干場の排水溝であります。たしか3年前だと思うんです

けれども、地域の皆さんから声がかかりまして現地の方に出向いてみますと、町営住宅と隣接地の境界に町営住宅のU字排水溝というんですか、この排水溝と一般の排水溝が並列しております。行った当時、大雨の後だったんでしょうけれども、並列している2本の排水溝が全く見えなくなるくらいオーバーフローして、沼のような状況になっておりました。昨年の暮れに、U字排水溝を建設課の皆さんで掃除をしたそうなのですが、この排水は、筑紫恋本通りの方の排水溝に連結がされており、この地区全体の勾配がないためなのか、排水がスムーズに流れないで、この地区全体があっちこっちでたまっている状況にあります。

この町営住宅の付近の民間の皆さんは、毎年夏になると、町営住宅から流出される下水がこの排水溝にたまってしまう、悪臭で大変難儀をされております。有明地区の住民の皆さん、さらには昆布海産干場を所有されている皆さんにとりましても、特に町営住宅に住んでいる方々の環境上深刻な問題であると考えます。また、この排水溝は町営住宅の近くにもあるものですから、住宅の子供たちが遊んでおられる、よもやも、もしということを考えますと、大変な危険な状態にあるわけでございます。今日、国や道が財政改革で財源厳しい折とは存じますが、今改修可能なところと、筑紫恋の本通り排水は勾配等の課題もあり、排水の流れを完全にクリアすることはなかなか至難と存じますけれども、長期的な計画の取り組みが必要と考えます。地域の皆さんの環境保全のため改修整備が不可欠で、若狭町長さんの政治手腕に期待し、お願いをいたすものでございます。

3カ所目でございますけれども、汐見川の木柵護岸整備でございます。ここの整備計画は、第4期厚岸町総合計画第7次実施計画で平成18年から平成20年までの改修計画に盛り込まれております。しかしながら、この川の一部が相当昔、素掘りの状態で川が流れているものですから、木柵護岸で整備がなさっておるところがところどころあります。年月もたっており川に面する干場ののり面が崩れておるところが多数見受けます。計画の半分くらいまで護岸工事が進んできておるんですが、ことしの事業も、土屋さん宅の隣接の橋のたもとの排水工事のみで、事業費の関係か実際にこの川の護岸工事には着手されないそうでございます。

全体計画は、たしか20年以降もあると思うんですが、この川の護岸工事、進捗状況が非常にゆっくりでございます。海産干場が崩れるのはもちろんでございますが、この川へ土砂が堆積することで、この地域一帯の排水がこの川を通して流れておる関係上、この地域全体の停滞の原因となっております。計画の早期実施はもちろんでございますが、むしろ計画の前倒しに取り組んでいくべきと考えますが、町長の所見をお伺いし、第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、南谷議員の質問にお答えをいたします。

有明地区の環境整備についてのうち、最初に、有明筑紫恋道路排水整備についてですが、筑紫恋道路沿い（本通り）の排水は、昭和46年から昭和47年に筑紫恋道路の整備において素掘り側溝がつけられ、その後、のり面が崩れるため鉄板さくを設置し、

平成8年度から平成9年度には筑紫恋道路歩道整備に伴い、汐見川の素掘り側溝は管渠に改修されておりますが、有明公住側については当時のままであり、年月の経過とともに腐食が進み、現在は機能していない部分が大半であります。

また、町営住宅と海産干場の排水であります。現状は素掘り側溝となっており、閉塞し滞水しているところもあり、町営住宅からの雑排水の流出もあることから、環境悪化の要因となっております。

これらの既存の素掘り側溝では、直営作業により機能を維持するには限界があるため、今後の対策として側溝の機能を果たしていない素掘り側溝を柵渠等により排水断面及び勾配を確保することが必要であります。しかし、この地区は地盤が低いいため大雨時に潮位の影響を受け、浸水するところが過去にあり、公共下水道事業において排水計画を慎重に検討し、この地区の浸水対策とともに環境整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、汐見川の木柵護岸整備についてであります。汐見川は河川法が準用される準用河川として位置づけられており、昭和50年から昭和60年にかけて、水産高校前の湾月町通り交差点付近から水産高校グラウンド横までの398.55メートルを整備し、平成元年からは水産高校グラウンド横から町道有明4番道路交点までの1,044メートルについて全体計画を持ち、国土交通省の補助事業により整備を進めてまいりましたが、補助率低く、3分の1であります。町の負担が多いため、平成16年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に切りかえて工事を実施しており、平成17年度までに531メートルが完成しております。

全体計画の完了予定は平成27年度の予定であります。現在、既設木柵の決壊や流木などにより流れが阻害されている箇所があり、町の直営事業により対処しながら、できるだけ早い完成を図っていきたくて考えておりますので、ご理解を願います。

以上であります。

高校問題については、教育長から答弁がございます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、公立高等学校適正配置問題に係るご質問についてお答えいたします。

初めに、北海道教育委員会の方針についてであります。

北海道教育委員会は、本年2月に、平成20年度以降の公立学校適正配置計画のあり方を盛り込んだ新たな高校教育に関する指針の素案を策定し、4月から全道各地において、その素案の内容を説明するとともに、地域の方々から意見を聴取し、今後策定予定の新たな高校教育に関する指針の検討の参考にしようとしております。釧路管内では、4月27日にこの会議が開催され、管内の首長、校長会、PTAなどの代表がそれぞれの立場からの意見を発表いたしました。私も、管内の市町村教育委員会の教育長を代表して意見を述べさせていただきましたところであります。

ここで示されました指針の素案における全日制課程の配置では、1に、1学年4学級から8学級を適正規模とし、1学年3学級以下の高校は原則として近隣高校との再編整

備による学校規模の適正化を図る。2に、1学年2学級以下の小規模の高校は、これを再編整備することとし、地域の要望に応じ市町村への移管を検討する。3に、なお1学年2学級以下の高校であっても、地理的条件や生徒の実態などを考慮して、地域キャンパス校化を検討するとしており、教育水準の維持向上及び教育の機会均等を図る観点からの高校配置と、学校規模の適正化を進める方針であります。

次に、潮見高校の現況と将来の見通しについてであります。

同校の本年度の入学者は57名で、そのうち町内からの入学者は54名でありました。中学校卒業者の減少にあわせ年々減少傾向にあり、特に町外からの入学者は昨年度の12名から3名に激減しております。今後の見通しにおいても、中学卒業予定者数が100名前後で推移することと、町内生徒の同校への進学率が過去5年の平均でも40%前後であることを考えますと、現在の二間口の維持も懸念される状況であります。

最後に、町の取り組みと方向性についてであります。

さきに述べた潮見高校の状況の中、この指針の素案に当てはめますと学校の再編成や地域キャンパス校化は避けられない状況であります。また、釧路市を含めた再編成となりますと、町内に普通高校がなくなることが予想されますし、キャンパス校になったとしても教員数が減少するなど、従来の高校と比べて魅力に欠けることから、さらなる入学者の減少が予想され、将来的に維持できない状況も考えられます。

また、潮見高校がそのような状況になった場合、もう一方の厚岸水産高校への影響も少なくないと思われまます。指針の素案では、小規模校の水産高校については現状の学科配置を基本とするものの、近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図ることとしております。仮に、単独維持を堅持しようとしても、入学者が25名程度という現状では、将来的な存続に不安を残すことになると思われまます。

このような状況から、今後町としてどのような取り組みが必要であるか、その方向性を定めるため、去る6月7日の会議において、町内の高校教育関係者からご意見を伺ったところであります。その内容については、報道で発表されているとおり、大枠では将来的な展望を持ち、潮見高校と水産高校が統合する中で、厚岸町における高校教育を維持していくとの方向性で一致したものとなっております。また、今後さらに小・中学校関係者を交えた中で、具体的な取り組み方法や問題点などについて協議を進めていくこととしております。

なお、行政報告でも申し上げましたとおり、町議会に対しましても、今後もこの町内関係者会議の内容や経過並びに道教委の動向などについてご報告していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 再質問をいたします。

初めに、潮見高校の存続の見通しについてお伺いをさせていただきます。

ご答弁をいただいたんですけれども、道教委の指針にある1学年3学級以下の高校は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図っていくと申されておっ

たんですけれども、問題は生徒数にあるのかなという認識をさせていただきました。先ほどの話の中で、今年の潮見の生徒数が57名、今後厚岸町内でも中学卒業予定者数が100名前後というお話を聞いたんですけれども、いつころまでで、どのくらいの数字になっていくのか、まず数字の根拠の説明を求めます。

次に、今後のスケジュールでございますけれども、道教委の報告で、道教委の20年以降のあり方云々という説明もありました。えてして、国や道は、まずは地域の皆さんの意見を徴してからと常々言うてくるんですけれども、一般的に国や道の動向というものは非常に早くて、その時点である程度素案ができておって、ばつっとおろされるというんですか、実施をされるのが常でございます。大変、今回のこの統廃合につきましても危惧をしておりますので、道の指針に基づいた計画のスケジュールはどのようになっておるのか、明快な説明を求めます。

次に、町の取り組みと方向性についてお尋ねをいたします。1回目の答弁で、6月7日、町内関係者から意見を徴しておるといふご説明があったんですけれども、この中で潮見と水産高校が統合する中で、厚岸町における高校教育を維持していく方向性で取り組まれると委員会の報告があったと聞いたんですけれども、なぜ、このような結論に至ったのか、この経緯、経過、さらにはそのほかに町として選択肢がなかったのかどうか、これについてお伺いをさせていただきます。

さらには、今後、潮見高校と水産高校の統合もと言われておるんですけれども、本当にこの両校は将来どのようになっていくのかな、この方向性というんですか、校舎や学校、それなどは町としてどのような方向を考えておるのか、お尋ねをいたします。

2点目の排水関係についてお尋ねをさせていただきます。

本通りの排水、町営住宅と海産干場の排水、さらには汐見川の木柵護岸整備についてでございますけれども、有明自治会の皆さんの要望でもありますし、実は5月18日に産業建設常任委員会で所轄調査を実施いたしました。これを受けて、6月6日の委員会でこの調査の報告をまとめております。ご紹介をさせていただきたいと存じます。汐見川改修及び周辺町道の側溝、木柵、土どめの整備について、近隣には昆布海産干場もあり、昆布の品質に支障を来すことのないよう、今後において積極的に環境整備を進めていただきたいとの結論に至ったと認識をしております。

1回目の町長のご答弁で、今できるところはまず直営で対応していただける、また、地区全体の排水計画、当然お金のかかることでございますから何らかの事業でということと考えておったんですけれども、公共下水道事業で検討していただける旨のご答弁をいただきました。本当に、3箇所の環境改善整備は有明地区の皆さんにとっても悲願であり、ぜひ早期の実現をお願いするものでございます。

また、産建委員会での意見として、視察時に筑紫恋本通りの側溝に係る部分なんです、あの側溝に非常に民家の廃材などが散乱しており、住民みずからの自己責任で処理されるよう行政指導をすべきという委員会での結論にもなっております。この関係で、私もそのとおりだなと思います。町としても、町の施設であるからといって、町民みんながやはりきちっと守るものを守らせていかなければならないのではないかと考えます。この対応は、町としてどのようにされるのかお伺いし、再質問を終わります。

●議長（稲井議員） ここで昼食のため休憩したいと思います。

12時半から委員会の役員会が予定されておりますので、そのようにしたいと思います。
ご了承願います。

それでは休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

3番さんの答弁につきましては、午後行うことにいたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

午前中の3番議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、有明地区の環境整備と汐見川の改修についてお答えをしたいと思います。

筑紫恋道路沿いの排水と町営住宅と海産干場の排水についてでございますけれども、基本的には市街地の雨水整備でございますので、公共下水道事業の計画に基づき整備を行うこととなります。検討といたしましては、現況調査、測量でございますが、こういったことを行い、これに基づき排水の計画を立てることが必要であります。この地区は、土地が低いため、放流さくとなります汐見川までの雨水を流すために必要な落差、勾配でございますが、これがとれるかどうか、あとは潮位の影響をどの程度受けるか、こういったことを検討しなければならないと思います。

検討結果によりましては、周辺の土地を上げなければ対処ができないとか、また、大がかりなポンプ場を建設しなければならないとか、そうしたことがわかってまいりますので、例えば周辺の土地を上げなければ対処ができないようなことになれば、地権者の方にご説明を申し上げる必要が出てまいります。また、具体的な計画が策定されますと、事業費の算定ができますので、町の財政事情を見ながら、年次的な整備計画を立てることになります。当然、それにあわせまして国へ補助事業採択の要望を行っていくことになるわけでございます。こうした工程を踏みまして工事に入っていくことになろうと思っておりますけれども、まずは排水計画を立てることが先決となるものでございます。

それから、整備がされるまででございますが、これは建設課におきまして直営での現状の排水を維持していくことになるわけでございますけれども、現在も滞水しているところがございます。早々に作業を行う予定でございます。

それから、側溝に捨てられております廃材の対応についてでございますけれども、筑紫恋道路沿いの側溝には、住宅等の解体材が側溝上に放置されてございます。また、町営住宅と海産干場の間にある素掘り側溝にも一部ごみ等が投棄されている状況でございます。廃材等につきましては、所有者の確認と処分や移動の依頼をするとともに、機会があるごとに地域の方にも環境へ配慮するよう指導していきたいと思っております。

それから、汐見川の改修についてでございますけれども、汐見川の改修は有明1号橋と有明2号橋の中間あたりまで完成してございます。平成18年度は、有明2号橋のところの汐見川へ取りつける排水溝の整備を行います。平成19年度から、続きの護岸の整備に入るところでございます。平成19年度、平成20年度ともに護岸工を130メートル整備を行う予定でございます。残りはまた3カ年計画での調整となつてまいりますけれども、限られた財源の中、少しでも早く工事が完成するよう努力してまいりたいと思つたので、ご理解をいただきたいと思つた。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方から、高校適正配置問題についての第2回目のご答弁を申し上げます。

まず、数字的なご質問でございましたので、資料を配付させていただいております。まず、資料のご説明を申し上げますが、厚岸町立中学校進学状況の推移ということ、それから厚岸潮見、厚岸水産の本年度までの5年間の入学者の推移、それから厚岸町における年度別中学校卒業予定者の推移でございます。

まず、潮見高校、本年度入学者57名、それから100名前後になる経過というご質問でございましたけれども、表をまずごらんいただきたいと思つたけれども、厚岸潮見高校、本年度57名の入学者となつてございます。このうち、参考までに町内におきましては54名の中学生が進学してございます。進学率、総体でまいりますと約37.8%というような状況になってございます。それから、100名前後ということでございますけれども、平成22年になりまして105人、それから23年には若干ふえますが、119ということになります。平成24年には100名を割るというような状況が見込まれてございます。

次に、道教委の今後のスケジュールということでございますが、道教委としましては、報道等でも発表してございますけれども、今月中に何とか意見聴取ですとか、ある程度のデータを集める中で、8月には正式な指針として固めたいというような方針と聞いてございます。ただ、この指針にもございますように、本年度が平成20年から22年、具体的な配置計画という予定でございますが、この辺は若干、入試の年度3年間を考えますと動く状況にあるのかなというふうには私ども押さえてございます。

続きまして、厚岸町の高等教育を考える関係者会議、先日6月7日に開催させていただきましたが、この中で、統合する方向で意見一致を見たところがあるが、その経緯・経過、それから、ほかの選択肢はなかったかというようなご質問でございます。まず、統合する方向で一致した主な原因は、何をもってまずこの資料を配付させていただいた数字によるところが大きいところでございます。1つには、本年度の入学者数でございますけれども、潮見高校につきましては2学級で57人でありまして。ここ数年、町内の中学卒業生の進学率でございますけれども、先ほど言いましたように40%を割るような状況になっております。そういう中で、先ほどお答えしましたように100名前後という卒業予定者でございますと、40人を切る状況が見込まれます。その場合、普通高校としての存続が難しいという危惧を持っているのが共通認識でございました。

さらに、今年度におきましては、他町村、特に浜中町からの入学者が見込めない状況

が顕著にあらわれてございます。この辺が不安材料ということになってもございます。さらに、水産高校につきましては、1学級で25人の本年度入学者でございますけれども、将来の中学生の卒業予定者数から考えますと、やはり15人というような部分も迎えることも間近になってきているというようなこと、それから一昨年までは70%というのが町内の進学率でしたんですけれども、今や95%ということで、他町村からの入学者が激減してございます。その辺のところもやはり危惧されることであります。

また、その数字の中で申し上げますと、高校関係者の中からは、やはり人数が少なくなって十分な学校活動、特にクラブ活動も含めて、やはり希望の子供たちが、生徒が自由な活動ができない部分があると、いわゆるこの辺については将来的にも考えてやりたいんだというようなご発言もありません。

そのような状況でございますので、そのような不安を考えますと、統合する中で町内の高校を存続させる、その中で普通科、水産科それぞれの特徴は失わせたくないというのは共通認識でございましたけれども、その中でそれぞれの魅力を生かした高校教育を考えたいというような内容でございました。

しかし、統合といたしても、ご質問のご指摘もございましたけれども、施設面その他でいろいろな問題を抱えております。さらに、どんな学校づくりをするのか、先ほど言いましたようにどんな魅力を持たした学校づくりをするのかと、この辺もやはり今後検討していく必要があるというようなことで、この会におきましては、もう少し拡大した町の関係者会議にして意見をまとめていきたいというような方向性になったものでございます。

それから、その他の選択肢というご質問でございますけれども、厚岸潮見高校単独で考えるということであれば、地域キャンパス校、要するに教師の派遣ですとか、今は光ファイバーで結ぶ遠隔授業、この辺のことも考えた釧路の高校をセンター校とした普通高校としての存続ということも選択肢にはありますけれども、これも1回目の答弁で申し上げましたとおり、それであれば魅力が逆になくなって釧路のセンター校の方へ進学する、そういう方向性になるのではないかとということでもあります。

また、現状の中で維持しようとする選択肢の中には、町が高校の移管を受けるという選択肢もございますけれども、浜中町の霧多布高校のような感じになりますけれども、ただ、この方向性は今後の町への財政負担を考えますと、現実的ではないというふうな押さえ方を私どもはしてございます。

統合性の方向性ということで、統合した場合に使う校舎、それから校名も含めてどのような学校づくりになるのかというようなことでございますけれども、校舎につきましては、専門性を重視しなきゃならないということで、現水産高校の校舎を使用することが一般的だというふうに思いますが、施設全体を考えますと、現状のままで統合するというわけにもまいりません。その辺の問題は抱えているというふうに考えます。

また、水産高校と統合の中では、逆に潮見高校をセンター化とした産業キャンパスという考え方もありますけれども、これも水産部門の専門性を考えるときに、やはり現実的ではないというようなこと。なぜかといいますと、実習を例えば1日じゅう水産高校の方へ行ってしなければならないというような状況にもなりますし、やはり現実的ではないというような意見でございました。

あと、校名その他につきましては、今後の関係者の話し合いによるんだろうなというふうに認識してございます。

以上でございます。

- 議長（稲井議員） 3番さん、あと残り時間は20分あります。

3番。

- 南谷議員 再々質問でございますけれども、初めに、高校の適正配置についてお伺いをさせていただきます。

おとといだと思うんですけれども、たまたま新聞や夕方のテレビですか、ニュースに、道教委は平成20年以降の道の教育のあり方についてということで、学区の統合の方向性を示されたニュースが飛び込んでまいりました。この中で、釧路市内も再編対象となっており、厚岸町の両校の名前は幸い出てきませんでした。名前が出なかったということは、一瞬私は安堵したんですけれども、反面、両校とも他地区に吸収の可能性もあるのではないかと、そんな思いで一層不安になったところでございます。

実は、今回質問をするに当たりまして、いろいろ勉強させていただきたくて学校の方に出向いたわけでございます。初めに、真龍中学校の日野校長先生とお会いをさせていただきました。さらには、潮見高校の高橋由岐子校長先生にもこの統廃合の問題について出向いて、考えをお聞かせいただいたんですけれども、高橋校長先生いわく、先生の前任地が全校生徒数43名の小規模校だったそうでございまして、1学年9名のときもあったそうで、小規模校ということでより密接な教育ができるなど、小さい学校なりのよさもあるんですが、スポーツなど団体競技をするなど社会性を身につけるなどのデメリットというんですか、いろいろな問題があるということでご指摘がありました。

このような現状を先生は十分、道教委の方針を理解をされておるなという判断をさせていただいたんですけれども、先生の方から、厚岸町の考えをしっかりとめて、道教委の方に早目に打ち出して、厚岸の考えをより生かすのがよいのではないのでしょうかというアドバイスをいただいてまいりました。

また、潮見高校のPTA会長、戸澤さんなんですけれども、お会いしましたら、PTAとしては実際残してほしいんですが、現状では完全無傷でいるということは非常に困難な状況に来ておる。町として最低町内に教育の場を守っていく道を求めるときに来ていのかなどということをおっしゃっておられました。

本当に、私がお会いした学校の関係者、それぞれトップの方なんですけれども、既に道教委の方針をよく理解をされているなという率直な感じを受けました。しかしながら、私もそうなんですけれども、多くの町民の皆さんはどうでしょうか。余りこの実態というものが知られていないのではないのでしょうか。生徒さんがいるPTAの皆さんは、ある程度方向性というものを考えておられるんでしょうけれども、先ほど答弁で、現状では7月以降拡大した組織を立ち上げ、方向性を検討すると申しておられました。既に、弟子屈町の町議会では、弟子屈に高校の存続をという考え方に向けて対応を、議決をされております。私も、町としてこの課題により積極的な取り組みが必要ではないのかなというふうに判断いたします。

厚岸の子供たちの教育の場を守るためにも、町としてやはり早目に町の考え方をしっかりまとめて、えてして国や道は意見の聴取をするといつて一方的に決断をしてるのが通例でございます。最悪の事態にならないようにするためにも、町内の動向という、考え方というものをいろいろな状況の中で判断をして、町としての方向性を明確にしていかなければならない時期に来ておると私は思いますが、所見を求めたいと存じます。

それから、有明地区の環境整備につきましては大変明快なご答弁を賜りました。いろいろ財政厳しい折でございますから、すぐできるものと今後に向けてしっかりと計画を立てていかなければならない部分とあろうかと存じます。ぜひ、こちらの方も、お金がなければなかなか取り組んでいけない時代でございますけれども、しっかりと国や道に働きかけをしていただいて、有明地区の環境整備のために尽力をしていただきたいと存じます。

所見を求めまして、3回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、有明、汐見の関係について答弁させていただきたいと存じます。

有明地区の状況につきましては、質問者からも、また担当課長からお話ございましたとおり、その環境は極めて良好とは言えない現況にあることは認識をいたしております。各議員からも、過去いろいろと質問を受けておるわけでありまして、その都度整備を考え、何とか地域住民の要望にこたえたい、努力をさせていただいているところがありますが、財政厳しい折の中、なかなか思うどおりにいかないという実態にもあるわけではありますが、質問者が言うように、地域の環境問題であります。厳しいながらも、計画を立てながら、その実現に向けて最善の努力をさせていただきたい、そのように考えております。

また、汐見川の整備につきましても、ご承知のとおり、当初の国の制度から防衛庁の予算をもって整備を進めておるところであります。答弁者の、また地域住民の期待にこたえるように、これまた最善の努力をさせていただきたい、かように思いますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、高校適正配置の問題についてお答えいたします。

まず、1点目といたしますか、弟子屈町等々の動きと当町との問題でございますけれども、現在、道教委の方に働きかけを行っているのは、阿寒高校に関連して釧路市、そして弟子屈高校に関連して弟子屈町というこの2つの高校について、既に道教委、道に対しての陳情等が行われているというふうに認識をしております。同じ釧路管内でも、それぞれ事情が違っておりますし、特に厚岸の場合は道立2校を抱えているというふうな状況もございますので、同じ立場で陳情なり請願をするということにはならないのかなというふうな考えを持っております。

そして、今後の周知の問題でございますけれども、今月末から始まりますまちづくり懇談会等にも町民に対して情報提供し、意見を聞いていきたいというふうに考えておりますし、また、先ほどお答えした拡大した形での関係者会議の中でもある程度の方向性、できればどのような魅力のある学校にしていくか、普通科といってもただの普通科ではなく、これから上がってくる子供たちが魅力を感じるような学校にしていかなければ、このままの厚岸町の定着率では非常に厳しい、現在60%前後ですけれども、これを少しでも上げていく、70%近くまで上げていくような努力をしていかなければ、普通科二間口、水産一間口というこの三間口維持というのが難しくなるのではないかなというふうに考えております。

道教委の方とも協議させていただいたんですけれども、三間口になるとかなりいろいろな意味で選択肢が出てくるというふうなことも伺っておりますし、そういう意味では魅力のある科目を設けるなり、あるいは三間口になることによって、今のグラウンドについても今まで手のつかなかったグラウンド整備を、順番を繰り上げてもやっていただくようなことも必要なのではないかなというふうにも考えております。

先ほど言ったように、8月あたりには具体の名前が出る可能性がありますので、できるだけ早い時期に町の望むべき高校の姿を表明して、町としての意見を取りまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（稲井議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

ここで、南谷議員に申し上げます。

厚岸町議会会議規則第102条に、品位の尊重として、議員は議会の品位を重んじなければならぬと規定されております。先ほどの一般質問における校歌の部分は、議会の品位を著しく低下させるものと考えますので、今後このようなことのないよう注意をいたします。

次に、13番、菊池議員の一般質問を行います。

13番、菊池議員。

●菊池議員 私は、第2回定例会に当たり、さきに通告いたしておりました厚岸道立自然公園の国定化問題について質問いたします。

本件につきましては、さきの第1回定例会においてもご質問させていただいておりますが、その進捗状況について、どのような段階になっておられるのかを町民及び関係者の皆さんが非常に興味を持っておられる現況であり、今、3町を中心として広域的に関係することでもあるだけに、再度一般質問に取り上げさせていただきました次第であります。この関係につきましては、理事者の方々も非常にお骨折りのことだろうと敬意を表するところであります。

厚岸湖は大自然と人間と動植物が共生し、加えて、その関係が調和し、人が見る風景についても、将来に向けて保持していかなければならないという事柄を秘めている歴史的な遺産であり、また、各種魚介類等の漁業資源に恵まれた湖とも言えるところであります。そのようなことから、私は、3月定例会に引き続き、本件について質問いたしますので、町長初め担当課の方の簡明なるご回答を切に希望するものであります。

まず、さきに行われました厚岸町内で構成する厚岸道立自然公園国定公園化促進期成会での会合内容についてお示しいただきますとともに、そこで発足した町と漁業団体の実務者による調整会議により、その効果策が期待されるところでありますが、その進め方についてお示しをいただければと思います。

そしてまた、最近開催されました3町によります期成会の状況についてお示しいただきたいのであります。

最後に、課題でありますメイン項目として、漁業団体は総代会で厚岸湖を公園区域指定から除外してほしい旨の方針を打ち出していることについて、町として究極的な調整案をどのように計画中であるのかお示しいただきたいのであります。

本件に関しましては、新聞報道などで、町及び漁協双方よりそれぞれ役職員の数人の方々が出て調整について話し合いをするということが掲載されていたのでありますが、どのような話し合いになるのか期待をしているところであります。

ところで、今までの説明やシンポジウムなどでのいろいろな話し合いをされた中で、説明側のメンバーでは国が環境省、道が釧路支庁、行政側は町長初め担当課長、それを受ける漁協側は組合長を初め担当部局並びに漁民であり、環境省の役職員や釧路支庁等の説明や講演においては、厚岸湖における漁業行為については従来どおり特に変化はないというように今まで同様の報告あるいは説明に終わっており、これに対して、組合並びに漁業者側の返答は、湖を第三種から外してほしい、公園区域から除外してとの声に終始していますし、今後の調整会議で一体どのようなスタンスと申しましょうか、構えで、どのような方針で漁業者の懸念を払拭しようと考えておられるのかについて、具体的に示していただきたいということでもあります。

そして、この会議は、毎月定例的に行うのか、それとも双方の都合に合わせて行うのか、その辺を具体的に教えていただきたいのであります。

以上で、私の第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、菊池議員の質問にお答えをいたします。

まず、厚岸道立自然公園の国定化問題についてであります。

厚岸町内で構成する促進期成会での会合内容についての質問であります。厚岸道立自然公園国定公園化促進期成会の総会開催前に、町内構成団体に対しまして、特定公園化に向けた活動経過と今後の方向性について説明し、理解を得たものでありますが、さきの第1回定例会において質問者に対し、一部の経過対応についてお答えしているところであります。

厚岸漁業協同組合が心配する国定公園化によって、将来漁業生産活動に対する規制が強化されるのではないかという漁業者の不安払拭のため、町としては北海道とも連携を図りながら、漁業協同組合との協議を進めてまいりましたが、合意を得るに至っていない状況であり、北海道と今後の取り進め方について協議を重ねてきました。その結果、当初、北海道が考えていたスケジュールによる今年秋の中央環境審議会での国定公園化には時間的に間に合わない状況となりました。

北海道のスタンスとしては、町と漁業協同組合との調整の推移を見守りながら、期成会の意向を受けて動きたいとしており、国定公園化の指定時期の目標を持たず、現地の調整が調ってから指定に向けた行動を展開する方針が示され、促進期成会、町内構成団体に対し、これらの経過と今後の方向として漁業協同組合と町による事務レベルでの協議の場を設け、漁業者が懸念する具体的な事項について洗い出しと、その対応策について検討することを説明したものであります。

次に、調整会議の進め方についてであります。厚岸道立自然公園とその周辺地域の国定公園指定に向け、永続した漁業生産活動の保持、振興と漁業者の不安を払拭するための検討を行い、地元合意による国定公園化を推進することを目的に、平成18年6月2日、厚岸道立自然公園国定公園化調整会議を立ち上げたところであります。構成は、厚岸町、厚岸漁業協同組合とも関係する部や課担当職員で、必要に応じて北海道の指導も仰ぎながら、対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、漁業団体は総代会で厚岸湖の公園区域指定について難色を示しているが、町側の調整策はいかにとの質問であります。さきに答弁させていただきました経過と今後の方向について調整会議を進める中で、課題を整理しながら合意が得られるように努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 13番。

- 菊池議員 具体的な回答ではないですね。調整会議を立ち上げたというところであります。それはわかりますが、課題を整理しながら合意が得られるように努力してまいりたい、同じような答えで終わっていますね、やはり。今一番問題となっているのは、ラムサールからの流れ、つまりあのときの組合要望というものがありましたね。あの組合要望をおざなりにして、町及び期成会が組合とのコンセンサスなしに先に先にと進めていったことが、今ここに来て急にヒートアップしているという状況でないかと思われま。

そこで解決策は何かということになります。今現在の論議では、簡潔に述べると、お互いが、つまり行政側は漁業行為は今までどおり大丈夫だと、しかし規則はあるとの言い分であり、漁業者側は将来規則がきつくなり漁業が今のようにできなくなるのではないかという不安で終始しています。このように、お互いに何々でしょう、何々であるだろう、何々になるのではというようなクエスチョンマーク状況と、パハップス、つまりお互いが推測の話し合いのような状況にあると私は考えるわけでありま。

そこで、解決策の一つとして、我が厚岸町には海の環境、水の環境、魚介類の成長・生育に関する研究機関、動植物の生態系、潮の満ち引きとプランクトンとの関係、カキの種苗から生育までのフロー、ウニの種苗から生育までのフローなどと、まさにこれらの事柄をその解決のために研究評価できるのではと考えられます機関がこの我が町にあるのではありませんか。いろいろな関係機関に協力していただいて、研究・検討するチームになっていただき、漁業者も加え、諮問、検討の上、答申を得て、その解決を見出すという方法はいかがでありますでしょうか。

今、この問題のキーポイントを模索している中であって、カキ種苗センター、ウニ種

苗センター、北大臨海実験所、北日本栽培漁業センター厚岸事業所、水鳥観察館、北海道水産物普及所等、などなどこんなにそろっている厚岸の研究機関にお願いして、今行っている漁業方法は将来へ向けてどうなのか、よい点、悪い点、改善すべき要綱など科学的に研究・検討判断を仰いでいただくという方法、つまり厚岸湖における魚介類の養殖、育成、採捕にかかわる状況と助言を答申する機関、(仮称)厚岸湖漁業環境方策検討委員会なるものの設置はどうであるかと考えるのですか、いかがでしょうか。ぜひ考えていただきたいというのが、私の意見というか提言であります。

一応今、私それなりに提言してみたんですが、これから調整会議が行われるわけですが、定期的に行われるのか、あるいは1回目の質問で行いましたけれども、用事が盛り上がってきたときに行うのか、その辺も具体的にお示ししたいと思いません。

以上で、2回目を終わります。

●議長(稲井議員) まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長(北村課長) 再質問にお答えいたします。

経過的には、今、質問者が言われたとおり、ラムサールの登録湿地の段階以降、当然その時点では基本的には公園法の話じゃなくラムサールの指定に伴うことでありまして、自然公園法とは別ですよという形の中で、その後の組合から出されたものに対して、確かに時間的経過の中では対応が十分ではなかったという認識はしてございます。しかし、今般その問題についても基本的には漁業権等を含めて自然公園法、国定公園化そのものについては自然公園法に基づいていくという形の中では、基本的には従来の道立自然公園同様のもとの法律でございまして、その関係の中でいくと基本的な既設の漁業そのものは影響ないですよという形の答弁に終始してきていますけれども、基本的には、それでは漁業者が何がどの分、具体的に何が不安なのかということが十分見えてきていないという状況の中では、その課題を整理しない限り次に向かっていけない。

先ほど質問者が言われたように、新たな漁業を活動していくための一つの方向を研究するというものはまた漁業協同組合とともに今後の漁業の振興のあり方の中で議論をされていくかもしれませんが、当面、今問題は何が課題なのかと、その不安払拭のためには当然環境省だけの問題ではなくなるかもしれませんが、その問題を洗い出した上で、関係機関とも協議しながら、必要に応じた中で、調整会議の中で議論をしながら、それらの関係機関とも相談を持ちかけながら対応策というものを検討してみたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

さらには、調整会議のあり方なんですけれども、必要に応じた形の中で双方協議しながら進めていく、定期的な開催ではなく、今問題を、漁業協同組合に対しても何が課題なのかという形の中で漁組に今お願いしているところでありますし、今後それらの出てくるもの、内容、それによっては支庁、そして北海道とも協議しながら、1つの方向性を探りながら、さらには、またこの協議会の中で協議し、さらには漁民の方々とも意見を聞きながらという取り進めになると、そういうふうに進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 13番さん、残り時間45分あります。

13番。

●菊池議員 今、課長の答弁で、漁業者の不安がどういうふうなものか見えてきていないというような表現をいたしましたけれども、それはちょっとつかんでいないんじゃないですか。合意を得られない大きな原因は何なのかということです。平成5年に厚岸湖がラムサール条約の登録湿地になるとき、組合はこのことが漁業者の弊害にならないようにということで、湖が国定公園化に結びつくようなことにならないようにと期成会と約束し、さらに念を押すような形で、当時の環境庁の課長から約束事契約書をいただいております。これは、平成5年4月16日付で国の環境庁自然保護局野生生物課長名で、産業団体厚岸漁業協同組合長長崎勝利殿あてで、厚岸湖における鳥獣保護区設定に関する確認書の中で、1つ、国定公園に結びつかない、2つ、特別保護指定区域の指定はしない、3つ目に、漁業活動に支障なく対処、この中で1つはカキ・アサリ礁の護岸整備工事は規制しない、2つ目に、埋め立て、干拓、立木地区の伐採及び工作物の設置以外の行為については規制を受けない、それから漁業を営む上で、不可抗力により鳥獣の事故が発生しても規制を受けない、もう一つは、潮、湾、湖の保護整備に当たり今後行政面での支援・協力をするなどとなっています。

そのことを知っているにもかかわらず、期成会はその後組合側へ何の相談もなしに国定化運動へと進んでいったが、何ゆえにそういう状況というか経緯になっていったのか、その理由をお示し願いたいと思います。

今ここに来て、国定公園化に組合が厚岸湖を除外するようにとの態度というか姿勢を去る3月27日に開いた総代会で鮮明に打ち出したということは、今までの経緯について、まちづくり推進課長の報告では、前回ですけれども、期成会からの組合へのコンタクトがほとんどなかったということに尽きると私は考えます。先般の一般質問で、私が組合とのコンタクト及び説明会についてどうだったかということについての答弁は、年度別及び月日別に詳しく長々と細かく説明していただいたわけではありますが、平成16年度に集中しておりまして、平成5年のラムサール登録湿地以降は、組合とのコンタクトはゼロに等しいです。その責任はどこにあるかということでもあります。私は、これはやはり期成会のトップリーダーである歴代の町長であると言わざるを得ないと思います。そう言っても過言ではないと考えますが、いかがですか。

私も平成4年当時、漁業者が国定化について町のあちこちでいろいろの話題となっていることの情報を得ていたため、これはなかなか漁業者から理解を得ることが難しい状況ではないかなと思ひまして、平成4年6月定例会で、国定公園化について一般質問をさせていただいたところでもあります。質問をしたあのころから、期成会がしっかりと組合側とコンタクトをとっていただいて、役場、官、産業団体である漁業協同組合、産、漁民、民ですね、この官、産、民の妥協線あるいは相互理解に進んでいっていたなら、厚岸湖を第三種に入れるにせよ、除外するにせよ、この問題についての話し合いについて努力していれば、話は14年間もあれば十分解決に向けて結びついていったのではないかと判断いたしますが、いかがですか。何ゆえに、平成5年から平成15年まで空間があ

ったのか、きちんとご説明をいただきたいのであります。

先般、今になって行政の進み方がおそいということをおきの3月定例会の一般質問で指摘をいたしました。全くそのとおりでないと思いませんか。町はこれからどのように進めていこうと考えておられるのでしょうか。

環境省が、どうしても厚岸湖を含まねばということで、もし第三種を入れるとしたら、先ほど示したように確認書で条件を明記したものをもらえば、組合側の妥協も考えられるのではないかと、今までの議論から現状では、先ほども言いましたけれども、予測、憶測、いわゆる何々であろう、何々ではなかろうかということが続いているような状態にあると思います。ここでしっかりと腰を据え考えるに、先ほども述べたように、地元厚岸町には海に関する研究機関がたくさんありますが、これら関係機関に諮問して、厚岸湖の既存の漁業育成、養殖方法を科学的に調査・研究してもらい、将来に向かってこのままの方法でよいのかどうか、また、この部分はオーケーでこの部分は改善すべきなどというコメント、いわゆる解説論評を出してもらい、漁業生産者が納得した上で第三種の規制について判断をしていく方法と考えますが、いかがでありましょうか。町長初め、担当理事者の簡明なるご回答を希望いたします。私の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

この国定公園の問題といいますのは、22年前、昭和59年、期成会が発足いたしまして、道立公園を何とか国定公園にさせていただきたいということで、構成メンバーは厚岸の産業団体、さらにはまた社会活動における団体の長等を含めて、これは厚岸町だけじゃないんです。浜中、釧路町、厚岸町の3町にまたがる期成会でございます。しかしながら、厚岸町に起きた課題として、今ご指摘されたとおりで。平成5年の厚岸湖における鳥獣保護区設定に関する確認書という取り交わしたものはあります。さらにはまた、平成6年の厚岸漁業協同組合から当時の町長あてに出した文書もあります。この問題がネックとなって、今ご指摘がございましたとおりで期成会が一時中止をしておりました。かわって、釧路地方開発期成会が国定公園化に向けての運動を展開をいたしておったわけがあります。

そういうもろもろの経過、経緯を踏まえて、私が町長になり、さらにはまた北海道の国定公園化に値する厚岸道立公園であるということで調査が始まりました。私といたしましては、厚岸町長の首長としては、この過去の経緯等も踏まえて、十分に漁業協同組合に理解をいただくべく誠心誠意を尽くして協議をしたつもりであります。

さらにはまた、現組合長に対しまして、この国定公園化の期成会を再開するに当たりまして協議をし、ぜひ過去の、今、菊池議員が指摘をされたような問題も期成会において提言をいただきたい、事情をお話していただきたいということをお願いし、期成会に入らせていただきました。爾来、いろいろな北海道の説明会なり、さらにはまた釧路支庁の説明会、もちろん我々自体の説明も何度も開きましたが、理解を得ることができなかったという現実であります。

このことについては、町長としての責任もあるかと思っております。なぜかとするならば、

相手が理解しないわけですから、そのことについては重く感じております。しかし、国定公園化については、長年の厚岸町の懸案、3町の懸案であり、ぜひ実現をしていくべき大きな事柄であろうという認識に私は立っておるわけでありまして、しからば、漁民の理解を得るにはどうしたらいいかということで、漁組と協議の中で調整会議というものを合意をさせていただいたわけでありまして。

そこで、この調整会議の使命というのは、私は極めて大きいし、将来に大きな期待を持っておるわけでありまして、私は前向きに検討できる場所としてぜひ有意義な結論を出していただければなど、このように考えておるわけでありまして。

また、厚岸湖の問題であります。厚岸湖を除いたらどうかということでありまして、これは環境庁においても北海道においても厚岸湖を除くということについては国定公園に値をしないという結論が出ておりますので、大変難しい問題であると思っております。

また、それぞれの研究機関とタイアップをしてこの問題の解決に臨んだらどうかというご意見であります。これらの問題も調整会議でいろいろと課題があると思っておりますので、この中でそういう方向に進めば、そういう方向になるのではなかろうかと思っておりますので、私といたしましてはこの調整会議に大きな期待を寄せているということでありまして、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で、菊池議員の一般質問を終わります。

次に、7番、中屋議員の一般質問を行います。

7番。

●中屋議員 第2回定例会に当たり、さきに通告してあります道道別海厚岸線の奔渡通りの歩道拡張工事の進捗状況をお伺いいたします。

奔渡歩道拡張工事は、平成13年に着工され、順調に平成17年度まで工事がなされてきました。しかし、18年度は道の財政難という理由で工事が中断されました。そこで、私独自の調査では、奔渡の6丁目土肥宅まで土地の改修が終わっており、今まで道単費のため、その年その年の予算で少しずつ工事が進んでいった状況であります。道も財政難のため、道短期ではなく今後の工事は公共事業予算で一気に進めたいという回答をいただいております。町にはその点把握しているのでしょうか。また、奔渡の住民の方々、個々に署名捺印までして工事の進捗状況を見守ってまいりました。工事が一時ストップしたことで、この工事の行方はどうなるのだろうか、大変心配しておりました。

そこで、私は住民説明の義務もありますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。重ねて、今後の工事の見通しについてもご説明願いたいと思います。

また、この工事の始まった年次から現在までの年度別の予算、今後の年次計画についてお示しを願いたいと思います。本件につきましては、道道北海道予算の運用と思っておりますが、その辺を含めてよろしくお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、中屋議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、この工事の状況と今後の見通しであります。奔渡地区の道道別海厚岸線は、お供え山と厚岸湖に挟まれ、面的制約から道路周辺に住宅が密集し、歩道が1メートル程度と狭く、冬期間において車道の除雪により歩道の確保ができなくなり、歩行者にとって危険な状態でありましたが、歩道の拡幅には地権者の協力が必要であることから対策がおくれているところ、平成12年に地域自治会が中心となり、奔渡町道路整備促進期成会を設立し、地権者の協力同意を得て、平成13年に主要道道別海厚岸線、奔渡町区間ですが、の早期歩道整備に対する要望書が、釧路土木現業所厚岸出張所に提出され、同年12月から厚岸大橋の取り付け道路と町道奔渡町港通りの交点から床潭側に向かって事業が着手されております。

現在までの進捗状況は、要望があった町道奔渡町港通りの交点から町道桜通りの交点までの1,569メートルのうち、835メートルが整備されております。

今後の見通しであります。この事業は北海道の単独費で整備を進めておりましたが、北海道の財政状況の悪化により、財源の確保が難しくなり、このため平成18年度は国が都道府県や市町村道に交付金を交付する地方道路交付金事業において実施するよう要望を行いました。採択が見送られ、従前の単独費での整備となっております。平成19年度は町道桜通り交点までの734メートルを、起債事業の地方特定道路整備事業により整備を行う予定で要求を行っているところであります。

次に、事業が着手されました平成13年度からの年度別予算と今後の年次計画についてであります。平成13年度は5,875万8,000円、平成14年度は8,805万7,000円、平成15年度は6,266万9,000円、平成16年度は4,905万6,000円、平成17年度は460万5,000円、平成18年度は300万円の予定で、平成17年度と平成18年度は用地補償費のみで、歩道拡幅工事は行われておりません。平成19年度は、地方特定道路整備事業により事業費1億円の要求を行い、町道桜通りの交点まで完成させる予定であります。

また、桜通りまでの歩道整備完了後、年次計画は未定であります。釧路土木現業所では、子野日公園までの歩道整備を国の補助事業で行う考えがあり、補助採択の要件として、歩道幅員2.5メートルが必要となり、事業着手には拡幅に伴う地域住民の協力が必要であることから、今後、町が窓口となり地域の皆さんと協議を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 7番。

●中屋議員 今、町長から答弁をいただきましたが、ぜひ強力に要望して事業を進めていただきたいと、そのように思います。

また、奔渡通りは観光、産業、生活道路としてでもありますし、湖南地区の幹線道路でもあります。また、湖南に近い道路なので津波災害が予想されることもありますので、地域住民の避難道路としてでもありますので、早急に対応を強く要望しておきたいと思っております。どうか関係者の皆さん方、道の方に強く働きをかけていただきたいと、そのように思います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきたいと思います。

奔渡地区の道道別海厚岸線は、災害時の避難路や通勤・通学路として非常に重要な幹線道路であると私は認識をいたしております。歩行者の安全を確保するため、一日でも早く完成していただくよう、私からも北海道へ、また関係方面に強く要請してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●中屋議員 いいです。

●議長（稲井議員） 以上で、中屋議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番。

●佐藤議員 平成18年第2回定例会に当たりまして、さきに書面によりご通告を申し上げました質問事項とその要旨に従い、順に質問をいたしたいと思います。

町長は、3月開会の第1回定例会の冒頭示されました本年度の町政執行方針の中で、この累次の財政危機は、国が進める地方分権、あるいは国・地方を通じた行財政改革の推進の中における通過点との認識から、自治体としての財政運営を維持していくため歳入面において貴重な税収確保策として、平成19年度設立予定の広域的組織である、仮称であります。釧路・根室広域地方税滞納整理機構への参加による収納率の向上対策が示されました。

そこで、お聞きをいたしたいと思いますが、読んで字のごとく税の滞納整理を従来にも増して強力に推し進めていく組織だと考えますが、議会も予算審査や決算審査の中で、各議員からの質問や理事者の答弁の中で、調定額に対する収納割合や、あるいは不納欠損処分に対する議論を通じて、年々収納率の悪化が問題となっていることは承知をいたしております。もちろん、広域的組織を新たにつくることは新たな負担を生じることにもなりますが、町民税、国保税の収納状況は、新たな機構を設立してまで滞納整理を進めなければならない状況なのか、ご説明をいただきたいのであります。

2点目は、仮にそうだとすれば、その滞納状況はどのような実態にあるのか、具体的にお聞きをいたしたいとも思います。

私も多くは知る立場にありませんが、全国でも27ほどを数え、道内にも渡島においてこの徴税滞納整理機構が道内第1号として平成16年4月に発足をしたと聞き及んでおります。

そこで、この設立協議会に参加している町村は、釧路、根室合わせて何町村になるのか、また、その費用負担はどの程度になり、それぞれの町村から設立後の機構が引き継ぐ件数というものはどれくらいを予定されているのかも、あわせてお聞きをいたしたいと考えております。

最後の質問になりますが、結果的にこの釧路・根室地域広域地方税滞納整理機構設立

後の効果といたしますか、それはどう期待をされているのかお聞きをいたしまして、最初の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

来年4月に設立予定であります（仮称）釧路・根室広域地方税滞納整理機構について、町民税・国保税の収納状況は機構を設立してまで滞納整理を進めなければならない状況か、だとすれば、その滞納状況はどのような実態にあるのかとの質問でございますが、この2点は密接な関係がありますので、一括してお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、平成17年度の現年課税分収納状況では、町税全体で96.66%で、前年度との比較で申し上げますと0.37ポイントの減となっております。また、国民健康保険税一般医療分では91.43%で、0.85ポイントの減という結果となっている状況で、町税並びに国民健康保険税の滞納総額は約3億円を超える状況となっている現状にあります。

このことから、全国的にも収納率向上等に成果を上げつつある広域的な徴収組織による滞納整理機構設立の提案が北海道からあり、釧路・根室管内広域での機構設立に向けて、関係町村間で協議、検討を進めてきたところ、釧路管内7町——全町であります、根室管内2町の9町による設立の合意に至り、本年4月に設立準備に向けた組織として設立協議会を立ち上げたところでございます。

次に、設立後の組織体制等についてのご質問であります。現在、事務レベルでの設立準備作業を行っているところでありますが、組織体制としては北海道から事務局長として派遣される職員が1名、構成町村から派遣される職員が3名の計4名体制とする計画で進んでおります。

また、費用負担割合は、均等割、税額割、件数割の3つの区分により費用負担を算出しているところでありますが、現段階では当町の負担は約300万円程度と試算されているところであります。

なお、機構へ職員を派遣した場合の人件費相当額については、派遣する自治体に対し全額機構から補てんされることとなっております。

各町村からの引き継ぎ件数は同様の区分により算出しておりますが、総件数で240件程度、単純平均で1町村当たり25から26件ほどになる見込みであります。

次に、機構設立後の効果についてのご質問ですが、当町における滞納繰り越し分の収納率は平均で10%程度となっております。既に稼働しております渡島町税滞納整理機構では20%を超える実績を上げており、釧路・根室管内では未知数ではありますが、少なからず収納率向上につながるものと考えておりますし、これにより税負担の公平の確保にもつながるものと考えております。

また、渡島町税滞納整理機構の例では、同機構が滞納処分に係る強制執行等を直接行うという報道等の影響からくる効果、いわゆるアナウンス効果による収納率向上の実績があったところであり、同様の効果が期待できるものと考えているところであります。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 6番。

●佐藤議員 この厚岸町にだけ限って申し上げますと、地域の経済状況は甚だ芳しくない
と、商業についても購買力の流出に歯どめがかからない、あるいは酪農については生産
調整、あるいは水産についても現在サケ・マス漁が行われておりますが、皆さんご承知
のとおりでもあります。そんな中で、各種の公的負担、税も含めた負担というものは増
大しております。社会の会費だと言われております諸税を納入するということは、義務
とはいえ大変であります。かく言う私もその中の一人ではありますが、しかしながら税で
ある以上、課税の公平はもちろんのこと、その徴収についても公正・公平でなくてはな
らないわけでありまして。町長も、今ほどの私の1回目の質問に対する答弁で、そのよう
にも答えております。厚岸町というこの自治体を運営する根幹となすのは、課税と徴収
の公平化が最も大事なものでないかなというふうに考えております。

そんな中で、担当課の職員の皆様が日々徴収の努力をしておりますけれども、しかし
ながら、税に限らず、残念なことではありますけれども、滞納という事案が発生する
ということは避けられないわけでありまして。

そこで、再度お聞きをいたしたいと思っておりますが、先ほどのご答弁の中で滞納の状況に
ついてご答弁を賜りました。町税と国保税の滞納の金額等につきましては、ただいま町
長から答弁を賜りました。わかるわけではあります、この中身なんであります、毎年
毎年こういう形で滞納が繰り越されておりますけれども、この滞納者といいますか、そ
の方は毎年毎年同じ方がかかわっているのか、あるいは年度ごとに滞納者が変わられる
ものなのかどうか、その辺もあわせてご答弁をいただければありがたいと思いま
す。

また、さらに、職員の方々が大変な努力をして、訪問徴収もされているとお聞きいた
しております。そんな中で、各家庭にお伺いをして、その生活実態を見るときに、本当
に納税に窮するような世帯なのかどうか、あるいはまた、滞納される理由が客観的に聞
かれて、なるほどなというご事情にあるのかどうか、その辺もあわせてご答弁をいた
いただければありがたいというふうに思います。

言葉は悪いわけではありますけれども、この滞納者というものが増加をすれば、きちん
と納税されている方にも、例えば将来に対する値上げだとか、そういうことも含めて新
たな負担をかけることとなりますので、そんな点をもろもろ考えますと、この機構の検
討についてもやむを得ないのかなというような気もいたしております。

ただ、そんな中でも、ここで私が申し上げたいのは運用といいますか、それらの問題
でありますけれども、この担当される職員も数年間でその係を異動するわけでありま
すけれども、職員とてもちろん人間でありますから、それぞれ個人的判断だとか、ある
いは個人的な感情などで例えばこの滞納整理機構に回されるおそれがないのかどうか、あ
るいはそんなことがあってはならないということで、今後その機構設立までにこうい
う滞納事案については機構が引き受けるんだというようなものが、詳細が決められてい
くものなのかどうか、その点もあわせてお聞かせをいただければありがたいというふう
に思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず1点目の、いわゆる滞っている方の同じ方なのかどうなのかということのご質問でございますが、ほとんど同じ方というふうに言って差し支えないかというふうに思います。なぜかと申しますと、滞納されている方につきましては、多重と申しますか、町・道民税、いわゆる国民健康保険税、固定資産税等々、税に限ってはございます。そういうことで、新たに何かの原因で、例えばご商売がうまくいかなかったとか、そういう方もおられますが、質問者おっしゃいますとおり、私ども分析する限りはそういう方が多いかというふうに考えております。

それから、2点目の訪問の際の感触といいますか、職員が家庭へ1軒1軒出向いた際にはどのような感触なのかということは、やはり人間同士ですので当然わかります。大変つらい状況にある中においても、本当に頑張っていたでいて約束どおり履行していただける方もおります。その反対に、まことに誠意が見られない方がおります。この方たちにつきましては、当然法に基づいた、いわゆる納税相談とか出頭をお願いしたりやっておりますが、なかなかそれに応じていただけないという例がございます。

それから、3点目の運用についてでございますが、機構への運用ということで、機構が来年4月1日に設立されて動き出すということでございます。この機構の移管事業の基準というものはある程度、現在稼働しています渡島の例を参考にさせていただいておりますが、まずは基本的には滞納整理ということでございます。それから、できればというよりは大口、いわゆる誠意が見られない大口、それから差し押さえ物件があって滞納処分が可能なもの、それから、いわゆる公売事案があるもの、それから遠隔地等で、我々が例えば東京の方まで出向いていかなければならないというようなことを我々が行くのではなくて機構がやるというような、要するに市町村独自で経費をかけてやるのではなくて、この機構によって専門的にそういう事案を整理していくというような運用方法を主にやっていただくという趣旨を持って、今事務レベルで詰めている段階でございますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 6番。あと残り時間43分あります。

●佐藤議員 この税の滞納の問題につきましては、いわゆる納税者である町民の側の理由がほとんどであり、その責任もあるわけでありませうけれども、長期間滞納してしまうといいますか、その理由の一つにも先ほど申し上げましたように、例えば行政職員が数年間でその職からまた異動してしまうというようなことが、人事異動ですね、そういうこともありますし、あるいは滞納されている方と顔見知りだということもありますし、直接しづらいと、そんなこともあって滞納整理といいますか、収納率が上がらないといいますか、その未済額が増加するといいますか、そういうことも原因の一つではないのかなというふうに思います。そんなことから、整理機構も考えられたのではないのかなというふうに思いますけれども。

まだ機構が設立をされていない、未設立の中で、準備中の中にあつて、あえて私がこの一般質問をさせていただいたのは、町長の1回目の答弁の後半にありましたように、私もこの設立された町村で見られるように、こうした機構の設立が町民の目に触れ、あるいは耳にされることによって収入未済額が減るといふ、先ほど町長はアナウンス効果というご答弁をされましたけれども、そういうことがあるのではないかということも私も考えましたので、あえてこの機構設立前に一般質問をさせていただいたのが、今日の質問の趣旨であります。

多分設立されるであります機構の役割につきまして、私はこういうふうを考えていたんですが、先ほども申し上げましたように、大きくは滞納者、町民側の理由がほとんどで滞納するわけでありましたが、先ほども申し上げましたように、多少行政側の少しの理由もあつて滞納が出るわけでもあります、こういう整理機構が設立をされるんだ、あるいは来年4月以降に設立をされたんだということが町民の耳に入り、あるいは目に触れることによって滞納者の意識が変わつて、自主的に納税が促されていくというようなことがあれば、非常によろしいのではないのかなど。実質的に機構に引き継がれなくても、その全段階で少しでもこのことによって収納率がよくなれば、アップされれば、機構をつくつた、ある意味大きな理由ではないのかなどというふうにも思いますし、そんなこともこの機構をつくる一つの機能だろうというふうにも考えていたところでございます。

大まか、そのような認識でいいのではないかと思います、町長も先ほど1回目の答弁でそういう報道等の影響から来る、いわゆるアナウンス効果にも期待があるというようなご答弁ですから、そう大きく違わないのではないかと思いますけれども、最後に、1回目の答弁で道からの云々というご答弁もございましたので、そのような認識で理解をしているんですが、そのようなことで大まかよろしいのかどうか、最後にご答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、準備中である中で、質問者が確認というか、こういうご質問をなされたことで町長から先ほど答弁ありましたように、このアナウンス効果というのはかなり渡島機構でもあつたようでございます。これにつきましては、私どもも先ほど町長の答弁にあつたように、未知数ではありますが、厚岸町の職員が各家を回つて徴収金を徴収して歩くと、やはり地縁、血縁等もございまして、いろいろやりづらい部分もあることは、これはないとは言えません。そういう意味からして、機構という全く第三者的な組織が引き受けるということによって、そういうことをやりますよという、いわゆる事前のそういうPRによつてのアナウンス効果によつての収納率の向上には、ある程度の効果があるのではないかというふうにも考えております。

ただし、いきなりそういう誠意の見られない方を機構の方をお願いするというのではなくて、そういうアナウンス効果をまず活用して、最終的に誠意が見られない場合には機構の方にお預けしたいというような手順を踏みながらやっていきたいなというふうにも考えております。

それから、渡島機構でのそういう効果をさらにもっと勉強して、できるだけ、道内では釧路・根室管内2市庁を挟んでの機構としては初めてのようでございます。そういう意味からして、できるだけこの機構の効果を活用しながら、徴収率それから税負担の公平性の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

●議長（稲井議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書により質問を申し上げます。

1番は、廃棄物についてであります。

まず、一般廃棄物について、アとして、分別がふえ、町民に戸惑いも見られています。十分な理解を得るためにどのような手だてを講じるのか、お聞かせください。

次に、現在一般廃棄物の分別はどの程度徹底されているのか、また、その実態調査はどのように行われているのかをご説明いただきたいわけであります。

3番目として、分別を徹底して一般廃棄物の減量化を図るとする自治体の話を時々耳にいたしますが、町の今後の方針と廃棄物量の推移予測はどのようになっておりますでしょうか。

2番目として、廃棄物全体についての話であります。水産系プラスチックごみ、廃網、廃漁具等でございますけれども、あるいは廃船というものもありますが、の処理については先般議会で論議がありましたが、その後どのような検討方策が行われてきたか説明をいただきたいわけであります。

次に、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、厚岸町で出る廃棄物はすべて資源とするとして検討を重ねてきました廃棄物に関する基本計画というものは、今日どのような扱いになっているのか、ご説明をいただきたいわけであります。

次に、2番目として、墓地についてであります。

用地の確定のできていない墓地というのは、現在どのくらいあるのでしょうか。

2番目に、現在お参りする人もほとんどなく、荒れた状態になっている墓地が見られるといたしますが、その整備に関する考えがあるのかどうか、お聞かせをいただきたい。

3番目として、厚岸霊園の中にあります無縁塚と申しますか、無縁仏の慰霊塚にはどのような人が祭られているのか、その他各墓地に無縁仏の慰霊塚が見られますが、これらについては把握しているかどうか。

4番目として、今年霊園に関する規則が改正されておりますが、その経緯についてご説明をいただきたいわけであります。内容については資料をいただきました。

以上、よろしく願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、室崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、一般廃棄物の分別種類がふえたことについてであります。

5月から、ペットボトル以外のプラスチック系容器包装類をその他プラスチックとして分別収集しております。町民の皆さんへの周知は、4月号の町広報紙に掲載し、4月中旬に配布いたしましたごみ処理手数料納付書にチラシを同封し、また、4月下旬には防災無線により呼びかけを行い、さらに5月の町広報紙にチラシと分別表シールを折り込み、お知らせをいたしました。

今後は、なぜ分別する必要があるのかの理解を深めていただくために、7月号の町広報紙に特集扱いで掲載し、さらに6月下旬から町内30カ所で開催するまちづくり地域懇談会でも説明し、町民の皆さんのご協力をお願いしたいと考えております。

分別の状況につきましては、可燃物の中にプラスチック系ごみの混入があったり、アルミ缶とスチール缶が混在されたり、ペットボトルの汚れとキャップが外されていないなどが見受けられます。また、分別収集を5月に開始したばかりのその他プラスチックごみは、現在1割程度が資源ごみとして分別されております。

これらの実態把握は、収集処理の現場の状況から行ったものでありますが、今年じゅうに町民の皆さんにアンケート方式で調査を行い、排出する側の視点での実態調査を行う予定であります。

今後、一般廃棄物の減量化を図る方針として、まず1点目として、排出量の抑制化を図ること、2点目として排出されるごみの資源化を図ること、この2つが重要と考えております。

一般廃棄物の今後の推移予測であります。平成17年度の収集量5,573トンに対し、15年後の平成32年度には約2割の減量化を図り、4,478トンとしたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、廃棄物についてのお尋ねのうち、水産系プラスチックごみの処理につき、議会での論議の後、どのような検討・方策が行われてきたかのご質問であります。この件につきましては、平成17年9月定例会におきまして、水産系の廃網や廃漁具など水産系プラスチックごみの処理方法についてシステム化できないのかお尋ねがあったところでありましたが、その後の状況につきましては、町及び漁協の担当者で現在協議中ではありますが、1つの動きとして、漁協のカキあさり班において、今年から垂下養殖で不用になったロープや養殖かごなどの漁具を分別し、1カ所に持ち寄り、産廃業者に引き取ってもらうシステムを本年6月からスタートさせました。カキあさり班では、年内にあと2回程度廃網や廃漁具などを持ち寄り、水産系プラスチックごみの処理を行う予定であります。

一部漁業班とはいえ、システムづくりが前進したことにより、今後ほかの漁業班でもシステムづくりが前へ進むよう、漁協と連携し、さらに研究、協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、廃棄物をすべて資源とする基本計画についてであります。平成13年度から厚岸町資源循環型ゼロエミッション導入促進事業調査研究会が専門家によって組織され、翌平成14年7月に調査報告が町に提出されております。

この報告書の検討方針では、廃棄物が原料となるというゼロエミッションの概念を1次産業に適用し、一般廃棄物と産業廃棄物の約98%を占める牛ふん尿と水産業から排出

されるヒトデや貝殻、魚残滓などを再資源化し、廃棄物処理と酪農業と水産業の振興を融合した取り組みを、厚岸型ゼロエミッションと位置づけております。

この中で、事業推進の基本となる事項として、1、有機系廃棄物の堆肥化として町営牧場の有機資源堆肥センターを有効に活用するため、また、焼却処理しなければならない一般廃棄物の減容化のため生ごみの分別収集実施の検討をする。2、酪農家牛ふん尿の堆肥化として、町営牧場の有機資源堆肥センターを基本とした設備を地域の酪農家に普及し、健康な土づくりによる酪農振興と、水域環境の保全を進め安全な飲料水の確保、別寒辺牛川流域、厚岸湖を保全し、水産業の振興を図る。3、可燃性廃棄物の再資源化、エネルギー回収として、町内の可燃性廃棄物について収集後の選別機能を充実させ、再資源化率を高める焼却処理をする一般ごみの減容化の徹底を図るとしております。

昨年度において、社団法人日本有機資源協会が、平成14年12月に国が策定したバイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、有機性廃棄物を資源化する国の特別モデル地域として選考したいという打診があり、町としてはさきの報告書を基本的に踏襲し、国の承認を得られたなら、施設整備は100%国の負担において行う内容であったことから、庁内関係課の協力支援をしたところであります。しかし、残念ながら、今年になって国の総合戦略を見直すとの閣議決定がされ、今後の方向性については不透明な状況であります。

いずれにいたしましても、排出される廃棄物処理と酪農業、水産業の振興を融合した取り組みは重要な施策であると考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、墓地についてであります。

墓地の用地確定につきましては、12カ所のうち、これまで7カ所まで作業が完了し、残りは5カ所であります。今後は、隣接地所有者との協議を踏まえ、順次用地確保作業を進めていきたいと考えております。

ほとんどお参りする人がいないと思われる墓地につきましては、今後どのような形で整理あるいは管理すべきか、地域の方々と相談の上、取り進めたいと考えております。

厚岸霊園内にある無縁墓碑であります。平成2年度以降において、行旅死亡人における火葬または行旅死亡人に準じる形で取り扱いを行った遺骨で引き取り者のないもの、また、桜通りの整備に伴い、旧老いの山墓地から改葬した無縁仏、さらに大正時代の鉄道工事などに従事し死亡した労働者の埋葬遺骨を、昭和50年代に町内有志により掘り起こされたものが納められております。

このほか、町内3カ所の墓地に無縁墓碑がありますが、いずれも地域の方々が資金を拠出して建設、管理され、無縁仏となったものが納められております。

厚岸町墓地及び霊園条例施行規則の改正の経緯についてであります。本規則は、平成5年6月11日に制定し、その中に厚岸霊園内に建設する墓碑等の設置基準を定めております。そのうち、墓碑の周りを囲む囲障について高さ0.5メートル以内としておりましたが、平成17年度においてすべての墓碑の実測を行ったところ、66のうち33の囲障が0.5メートルを超えていることが判明いたしました。

本規則では、お墓を建設する前と後に囲障の高さなどを記載した工事着工届けと工事完了届けを町に提出する規定になっており、完成後に基準が守られているか確認することになっております。しかし、厚岸霊園を供用開始した年から基準を超過したお墓の建設が見られ、町における基準遵守の指導が徹底されない状況の中で、基準超過の建設が

続いてきたものであります。

このような状況で、町としては、既に納骨され、建設から10年以上も経過したのものもある墓碑の基準を守らせる改修は、所有者と建設業者の理解を得るのは困難と判断し、また、形骸化した基準のままでは今後の霊園管理上好ましくないと考え、現状を追認する内容で平成18年3月31日に改正したものであります。改正内容は、囲障の高さは0.5メートル以内としていたものを、擬宝珠を除く囲障の高さは0.8メートル以内とし、囲障と一体となった墓誌などは1.2メートル以内としたものであります。

なお、説明資料を配付しておりますので、ご参照していただきたいと存じます。

今後は、着工前に基準の遵守を指導し、完成後に現地で実測確認を行った上で工事完了届けを受理することで、霊園管理を行ってまいりたいと存じます。

なお、本件は平成5年度に関連業者より墓碑基準の見直しの陳情が町議会に提出され、総務常任委員会において不採択となった経緯がございますが、当時は供用開始間もない時期であり、制定したばかりの基準に配慮されたものと思慮されますが、その後、12年を経過いたしましたして、これまで述べた経緯による見直しを行ったものでありますので、ご理解をお願いいたしますと存じます。

- 議長（稲井議員） ここで皆さんにお諮りいたしたいと思いますが、3時休みの際に2委員会の委員会が開催されます。そういうことで、1番さんの2回目の質問は休憩後にしたいと思います。

それと、先ほど佐齋議員の方から、通院のため質問順序を変更してほしいという申し出がありましたので、これを許したいと思います。

お諮りいたします。

順序を変えることについて許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

- 議長（稲井議員） それでは、順序を変えまして、あす最後に佐齋議員の質問をいただきますことにいたします。

以上です。

それでは休憩いたします。

再開は3時半にします。

午後2時50分休憩

午後3時30分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

1番、室崎議員の2回目の質問を行います。

先ほどの1番議員さんに対する答弁の食い違いがあったということで、訂正の申し入れがありましたので、それを許します。

町長。

●町長（若狭町長） 先ほどの1番、室崎議員の質問に対する私の答弁のうち、墓地に關しまして、「町議会に提出され、総務委員会において不採択となった経緯がございます」と答弁いたしました。が、「総務委員会において」を削除願いたいと思います。訂正は、「町議会に提出され、不採択となった経緯がございます」ということとなります、よろしく申し上げます。

●議長（稲井議員） それでは、改めて、1番議員の2回目の質問を行います。
1番。

●室崎議員 るるお答えいただいたわけではありますが、まず、分別がまた今回法律や運用の関係でふえたというところで、少なくとも厚岸町の場合には非常に細かく分別しているのがまたふえたものですから、ちょっと戸惑いがあったりしまして、それについてのお答えについては、この後、まちづくり地域懇談会でも説明するというお話がありましたので、ぜひお願いしたいんです。パンフレットだけではわからないんです、基本的にそれはわかっている人が書くパンフレットですから、わからない人がわかるかどうかというのは、わからない人に聞かないとわからないんです。

それで、やっぱり面と面を向かって質問を受けながら説明するという努力が非常に大事だと思いますので、まちづくり懇談会はその一例というふうに考えて、より徹底してもらいようをお願いしたい。

それから、実態把握、分別の状況がどうなのかということについては、これはいろいろな方法を使ってきちっと科学的に実態把握をしてほしいんです。印象だけで話をされても困るんです。というのは、それがこの後の廃棄物の処理の方策を立てる基礎になるからです。ですから、どのように分別されて、どのように処理されていくのかという実態のわからないままに、さあ、どうしようといっても、どうにもならないということなんです。そういう意味で、これもきちんをお願いしたいんです。

それから、次に、一般廃棄物の減量化を図る云々という話なんです。これについては本のタイトルのような話しか出てきていないんです。図書館に行って本がずらっと並んでいるからといって、背文字だけ見て中身がわかるわけじゃありません。排出量の抑制を図ること、ごみの資源化を図ること、この2つが重要、それはそうだと思います。どうやってやるんですか。何をどのようにするんですか。それがあって答弁じゃないですか。

それから、2割の減量化を図り4,478トンにしたいと、目標値を掲げているのは大変結構だと思いますが、どのようにしてこの目標値に到達しようとしているのかというその経路、それについても説明をしてください。

それから、次に、水産系の廃棄物云々の部分であります。これについては、前回9月議会で私申し上げまして、その後、産業団体やいろいろな関係機関とも協議をしているというお話なので、それをもっと進めてもらいたい。ただ、これは全体の中の何%についての話なのかということになると、これは虫眼鏡で探してやっと見つけたようなもの

でないのかという気さえいたします。まだまだ、これからだということだと思っております。

ですから、今、その動きがごくわずかだからけしからんとか決して申しません。こういうものが出てきただけ成果があるというふうに評価させていただきますが、なお一層こういうものを大きな輪にしていってほしいんです。それは、まさに厚岸町の産業の下支えなんです。今も処理業者はあるんです、9月議会のときに担当課長おっしゃっていたように処理する業者はあるんです。ただ、経費が高くてできないんです。だから、どうしようかということなんです。これはみんな浜では泣いています。どうか、その漁業者の気持ちというのを酌み取ってもらいたい。

そういうことで、それから、前回のときには実態についてどうなんだといたら、全然把握していないとおっしゃいました。私の方で一、二聞き取り調査をした内容を言っても、それも把握していないとおっしゃいました。この9カ月間の間実態把握していますか、調査していますか。もし、していたら、どういうことを調査して、どういうものであったかということも説明してください。1回目の答弁の中には、それがありませんでした。

それから、ゼロエミッション導入促進事業調査研究会云々というような話で、廃棄物に関する基本計画、これのお話なんです、はっきり言って内容がないですね。これは私、どうなったかなと思ったのは、実は釧路市が釧路圏一緒になって高温で燃やす施設をつくらうじゃないかといったときに、厚岸町はそれに入らなかったんです。何か釧路市の担当者がえらい怒ったというような話も後から裏話として聞きましたけれども、それは厚岸町は一廃、産廃全部合わせて、すべて厚岸町から出る廃棄物は資源とするんだということを究極の目標とした計画で動いているから、それと理念が合わないのお断りするというのを町長は委員会の中でも言っています。それが今どうなっているのかということを知っているんです。

ところが、これで言うと、14年にこういうものをつくりました、国はいいから取り上げてやろうと言ったんだけど、その後うまくないと言ってきました、いずれにしても大事なものだと思っています、それしか書いていないんです。どういうふうに進めているかということを知っているんです。きちっとお答えいただきたい。

次に、墓地についてであります。

用地確定のできていない墓地についてはですね、まずすべての整備の基本ですから、これは大至急進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、実は厚生文教常任委員会で、全部ではないんですが、全体の半分くらいかな、見て歩きました。その中でもやっぱり、どことは申しませんが、訪れる人ももう全くなくて、見た限り荒廃しているなという墓地があるんです。それで、担当課の方の記録によると、もう既にほとんど改葬されてしまっていて埋葬されていないのではなかろうかというふうに言うんですけれども、ないという証明はできないんです。それで、その地域の中のどこに、だれの、どういうお墓があるかということすら、もう朽ち果ててしまっていてわからないような状況もあるわけです。

そういうところについて、やはり管理者の町として何ができるかという問題だと思います。それから10年か20年前にだれかがお参りして上げていったものが、カラスがつついたのか、すっかり散乱して、ガラスだとかプラスチックだとか、溶けてしまわないも

のがそこらに散乱しているような状況にもなっています。もし、そこに眠っている方がいるとしたら悲惨ですね。

それで、そういうものについては、いわゆるごみ、これの清掃するのが当然のこととして、特に私の方から、これは厚文でも皆さんから意見が出ているんですが、用地をきちっと明確にしてもらおうと。そして、できれば小舎な簡単なさくでも建てていただければ、地域の方は、どこのだれというんではないけれども、この地域の先人がここに眠っている聖地であるということで、お盆だとかお彼岸に、いわばその入り口で花を手向けることもできるじゃないかと、そのくらいのことは町の責務でないのかと。その上で、地域の人と、この後どうしていこうかと、それをどのようにしていこうかという話になるんでないのかということ、私一人でなく厚文の委員の皆さんからも出ておりました。

今のこれを見ると、地域の方々と相談の上取り進めたいと、悪く言えば丸投げです。そうじゃなくて、厚岸町として最低限まずこれをやると、その上で地域と話をするという態度を明確にしていきたいんです。

それから、無縁仏に関しましては、所管事務調査のときにお聞きした段階ではっきりしなかったんです。それではよろしくないということです。その後、調査をした結果、あのときとこのときが入っていることがわかりましたというんでは、無縁仏は浮かばれません。やはり、これはきちんと条例やそういうものでもって、どこに、どなたが、どういうふうに、無縁仏ですからどなたがというところは名前ではないかもしれませんが、埋葬されているのかということが帳簿として残っていなければなりませんよね。それがきちんとしていないのではないかという疑義があるということです。これについては、そうじゃないんだと、たまたまあのときにできなかったんだというのであるならば、それをきちんともう一度ご説明をいただきたいんです。

次に、霊園に関する規則でございます。これは、今年の3月に一部改正されまして、お墓のつくり方の基準、これがある程度緩やかになったということで、その資料はいただいておりますので、わかりました。

それで、調べてみたら、既に違反というか、現在の規則から言うと違反——現在というのは3月前です、の規則から言うと、もう合わない、適合しないものが随分あったと、13基とかなんとかと聞いていますが、数も教えてください——いうので、それを今さらこの規則に適合しようといっても無理だから、既成事実の承認ということをしざるを得なくなって行った、その範囲ではよくわかります。

ただ、疑点が2つあります、疑問点が2つあります。1つは、議会との関係です。平成5年12月に、町のお墓をつくる業者の方から、今の規則、基準が厳し過ぎるので見直してくれという陳情が当時出ました。そして今、町長が私の質問の前にちょっと一部答弁の直しをされましたけれども、議会で平成6年2月ですか、これはできないと、不平等になるからだめだということだと思んですが、そのようなことがありました。そういうことが前にあったんです。規則ですから、議会にかけて審議する必要のないのはわかります。ただ、そういう経緯のあったものについては、やはり今こういう現状なんだということを前もって、例えば総務委員会あたりでも相談をすとか、あるいはこういうふうにしたからという報告があるとか、そういうものがあって、いわば俗に言われる車の両輪としての理事者と議会の関係というものができるんじゃないでしょうか。今の

ような進め方をなさいますと、若狭町政というのは議会をその程度にしか考えていないのかというような、とんでもない誤解を生むんじゃないでしょうか。この点についてはきちんとしたご答弁をお願いしたいんです。妙な、何といいますか、疑念を払拭するということが必要だと思います。それが1点です。

2点目は、この厚岸町墓地及び霊園条例並びに施行規則、これをじっくりと読ませていただいたのは初めてです。これを見ますと、建物を建てる時と同じような制度があるんですね。まず、つくるときに工事着手届けというのを出すんです。それには図面を添付しなきゃならないんです、設計図面です。そして、施工業者とそれから使用权者両方で連名で届け出をするという形になっております。そして、それが終わりますと工事完成届けというのを出すんです。この工事完成届けには、最後に欄がもう一つありまして、上記工事について条例規則により適正であることを確認しますという、そういう欄がありまして、職名と氏名が書かれて判を押さなければならないことになっています。こういうシステムの中で、ぞろぞろと違反のお墓ができてしまった経緯についての説明がない。これについてもきちんと説明をしていただきたい。その上で、既成事実が先行して、すべてそのようなことを不問にして、今回実態に合わせて規則を改正したわけについても説明していただきたい、そういうことであります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、墓地の関係に関して、議会と行政のあり方についてです。責任ある立場でありますので、そのことについて答弁させていただきます。

その他については、担当課長から答弁をさせます。

議会に請願または陳情が上げられた、そこで皆さん方が審議をする、委員会並びに本会議で審議をする。そういう中で、採択されるもの、不採択されるものが当然あるわけでありまして。しかし、そのこと事由自体が議会を執行機関を拘束するものでないことについては、室崎議員ご承知のとおりであります。

しかしながら、町政の当面する課題を適切に解決していくためには、議会と行政が今お話しいたしました車の両輪、すなわち良好な関係を保つことが必要であるわけでありまして。これが若狭町政であります。そういう意味において、資料を見ますところ、平成6年1月25日に、請願・陳情が出ておるわけでありまして。その結果、第1回目の答弁でいたしました不採択と、そして本会議においても不採択という結果でございまして、そういうことについては私といたしましては、行政としての的確を欠いたと、いわゆる過去のそういう経緯があったことを拘束されなくても議会側に説明をすべきであったと、そのように私は理解をいたしております。そういう意味で、今回のことについてはまことに申しわけなかったと思っております。

さらにはまた、条例改正につきましてはもう12年もたって、ただ、これまた謝らないといけないわけでありまして。といいますのは、完成後に現地で実測確認をしておれば、当然そういうことも起こり得なかった、私はそういうふうに思っておるわけでありまして、多分担当課長なり担当係、そこまでしているかどうか、本日の質疑の中で私は疑問を持ちました。そういう点で、私の第1回目の答弁をいたしました、着工前に基準の

遵守を指導し、完成後に現地で実測確認を行った上で工事完了届けを受理するということを今後はしていきたいと、そのように考えておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、一般廃棄物の分別につきましてです。その他プラスチック系の容器包装類をこの5月から資源ごみとして追加分別のお願いをしているわけですが、まちづくり懇談会等々も利用して周知を図っていききたいということで、当日はプロジェクターを使って視覚的にご説明した中で、理解を図っていききたいというふうにも考えてございます。

それから、実態把握の方法につきましては、1回目の町長からの答弁のあったアンケートということも検討してございますが、実際に収集している車に同行しながら、排出されているごみの中を確認するという作業も行ってまいりたいという方法でも実態把握ができるんじゃないかと、現実的な排出がどのようになっているかということの把握には、そういった方法もとりたいたいというふうにも考えてございます。

それから、減量化をするための抑制の方法でございますが、1つは生ごみの処理の問題があると思えます。現在は、燃えるごみで出されているものがありますので、これを現在行っているコンポストの利用だとか、いろいろな方法で今後減量化していきたいと。それから、資源化ということがあると思えます。燃えるごみの中には、まだプラスチック系のごみがやっぱり混在している実態はございます。そういったもののきちんとした分別をお願いしていくと、そして、分別したものは資源化ルートの方に送るということでごみの量を減らしていきたいと、町で受ける最終的に処分するごみの量を減らしていきたいということで対処してまいりたいと思っております。そういったことをすることによって、今後15年の間に約2割のごみの減量化を図っていききたいということになる計画で進めたいというふうにも考えてございますが、その2つが大きな実際に行う行動になるのかなというふうにも考えてございます。

それから、一廃と産廃を厚岸町においてどのように処理していくのかという考え、これはゼロエミッションという考え方の中に、大変当時専門の先生方に厚岸町のごみの実態なども研究された中でご報告いただいている内容でございます。内容的には非常に先進的な内容であるという評価も受けております。そういった中で、有機資源協会というところが、その中の方も実は当時の報告書を出していただいたメンバーに入っていた方がその中におりまして、その方が今回新たにそれを発展的に進めるために提案したいということで厚岸町に来られて、バイオマス・ニッポンという国の構想を実現するモデル地域として、一廃関係は生ごみ関係ですね、それから産廃関係は牛ふん尿、残滓関係とか、そういったものをあわせて処理する構想を立てていただく途上まではいったわけですが、そういうことをしたいと、モデル地域に指定したいということでお話があったわけですが、そういうことで、厚岸町といたしましてもゼロエミッションの考え方を引き続き踏襲するような形で、今後施策を展開してまいりたいとい

うふうに考えてございます。

それから、墓地についてでございますが、用確を進めていないところが5カ所あるということでございます。この件につきましてはまず区域を確定するということからきちんとした管理がされるものというふうに考えてございますので、順次進めたいと考えてございます。

それから、荒廃した墓地につきましては、現在想定される墓地につきましては地域の方、それから近くに住んでいる方などのお話、まずどういう経過でそういう状況に至ったのかということ改めて今調査中でございます。それから、今後のあり方についても、相談しながら進めたいという中で、その中で厚岸町の役割というものもどうやって担っていったらいいのかなということも一緒になって考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、無縁墓碑の関係でございますが、ご質問者のおっしゃられる状況の中で、厚生文教常任委員会の中では明確にお答えできなかったということは事実でございます。その後、当時の処理した書類等々をつなぎ合わせた中で、今回この議会の中で答弁の中で答えさせていただきました。それが実態でございます。そういった状況でありますので、この件につきましては、早速どういう状況のものが納められているかということを引きちんとした整理簿として備え置いて、環境政策課並びに福祉課の方で、同じような共通したものを持ってこれから管理していこうということで、内部的には話を進めているところでございます。

私からは以上でございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、水産系廃棄物についてのご答弁を申し上げたいと思います。

水産系の廃棄物の処理システムにつきましては、これまではなかったわけでありませけれども、先ほどご答弁で申し上げましたが、組合員ほぼ600名のうち200名のカキあさり班でありますけれども、3分の1程度とはいえ、前進をしたのかなと思っています。今後、今回のカキあさり班の関係については処理システムづくりの第一歩というふうに考えて、より一層前へ進むよう努力してまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の産業廃棄物業者さん、もう少し詳細に調査をしたのか、それから実際に漁業者がどのくらい水産系廃棄物、網とか倉庫の方に眠っているのか、そういった調査を行ったのかというご質問もございました。この件につきましては、まず、去年の9月の議会以来、さらに、うちの方としましては情報をまず収集をしたということあります。それまでわからなかった点についてもいろいろわかってまいりまして、当時ポリ系なんですけれども、そういったあばとか、それから、さらに浮きとかも含めまして、そういった定置の網とか、そういったものについては産業廃棄物処理業者さんの方で余り処理といいますか、受け取る場所がないのではないかとということで、それも調査をいたしましたけれども、ほとんど大半の業者さんでナイロンと同じように取り扱いをしているということもわかりましたし、そういったことで、町あるいは漁協で現在そ

ういった情報を、その把握した情報をもとに組合員にそれをどう提供していくか、そして、それらをどう利用して、いかに効果のあるものにするか、そういった点につきまして今後さらに漁協の方とも詰めてまいりたいというふうに思っています。

処理業者さんの方は、どちらかという個々の……

(「処理業者までは聞いていませんから、時間ないんで」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） 漁協の窓口の方がいいというふうに産廃業者さんの方もおっしゃられておりますので、根室の漁業協同組合の方で産廃業者さんが窓口となってまとめてそういった産廃を処理をしているということでございますので、それらを参考にしながら、システムづくりに向けて前の方に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

その後、9月以来、残念ながら調査の方はまだ行っておりませんが、調査の方は漁組とともども協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

- 議長（稲井議員） あと17分。

1番。

- 室崎議員 時間も余りありませんから、2点だけお聞きします。

まず1つは、廃棄物一廃、産廃を合わせてすべてを資源として利用しようとする壮大な計画については、14年に1つの報告書がまとまっただけで、その後、町としてこれをこのように発展させようとか、この部分を具体的にこうしようとかというものはないということですね。その点だけ確認しておきます。

それから、墓地に関しては、地域の方たちとも相談しながらきちんとした方策をしたと、それで、その中で見えてくるのではないかというおっしゃり方をしたわけですが、その見えてくるのはいつごろになりますか、その点についてもお聞かせをいただきたい。

- 議長（稲井議員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 14年度におきます報告書、これが現在具体的にどのようなになっているのかということでございますが、その中で生ごみの処理につきましては、現在堆肥センターの方で、公共施設における給食残滓などを受け入れていただいておりますが、今年度は試験的ではございますが、町内の飲食店の調理残滓などを、これはまだ4店舗でございますが、大きなところでございます。大きなところの4店舗を試験的に受け入れて処理していただいて、どのような状況でこれが処理されていくのかということを試験的に行うということで前進させたいというふうに考えてございます。

それから、不燃性の廃棄物の再資源化ということにつきましては、これは現在取り組みましたその他廃プラがこれに当たるのかなと思っておりますが、その部分を抜本的に、これは今年度はある意味では試験的というふうに考えています。というのは、バックヤードの方がまだ圧縮をきちんと正確にできる機械が整ってございません。それで、来年度

に向けて内部的にはそういった整備が整わなければ、もっと分別を徹底していただくという方向までは進まないのかなというふうにも考えてございますので、これも一歩前進させて来年度に向けて対応してまいりたいということで、当時作成された報告書の内容に沿って、着実に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、墓地の件につきましては、現在そういうことで地域とお話ししているわけですが、1つの地域の中では、先日も自治会長さんと2回ほどお話をしましたが、来年度に向けて一定の方向性を出したいという地域が1つございます。それから、実は私が想定しているところはもう一つありますが、そのところはまだ近隣の聞き取り調査の段階でありますので、これについても早急に地域の方とお話をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（稲井議員）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員）　　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時03分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年6月21日

厚岸町議会

議　　長

署名議員

署名議員